

**学校施設の更なる活用と
地域プールの見直しに係る基本方針**

平成29年1月

府 中 市

目 次

第1章 策定に当たって

1 趣旨	1
2 公共施設マネジメントの取組	2
3 モデル事業の役割	5
4 取組に対する市民等からの幅広い意見	
(1) 府中市公共施設マネジメントモデル事業検討協議会	6
(2) 市民アンケートと児童・生徒アンケート	7

第2章 学校施設の更なる活用と地域プールの見直しに向けて

1 目的と対象施設	
(1) 目的	8
(2) 対象施設	8
(3) 対象施設の検討の方向性（短期）	8
2 学校施設の活用手法とプールの運営手法	
(1) 学校施設の活用手法	8
(2) プールに関する特徴的な運営手法	13
3 対象施設の現状と課題	
(1) 学校施設の現状	14
(2) 学校施設を取り巻く課題	25
(3) 地域プールの現状	30
(4) 地域プールを取り巻く課題	38
(5) 現状と課題を踏まえた基本方針の方向性	39

第3章 学校施設の更なる活用に係る基本方針と方策

1 学校施設の更なる活用に係る基本方針	40
2 学校施設の更なる活用方策	
(1) 既存の学校施設の更なる開放	40
(2) 老朽化に伴う学校施設の更新に併せた複合化等	42

第4章 地域プールの見直しに係る基本方針と方策

1 地域プールの見直しに係る基本方針	4 4
2 地域プールの見直し方策	4 4

第5章 学校施設の更なる活用と地域プールの見直しの効果

4 6

第6章 着実な取組の実行

1 基本方針策定後の動き	4 7
2 地域住民との協働	4 8
3 地域プールの跡地の活用	4 8
4 公共施設マネジメントの取組全体への反映	4 8

※ データの表記について

本基本方針では、数値の端数処理を行っているため、内訳の計が100%にならない場合があります。

第1章 策定に当たって

1 趣旨

本市では、公共施設の適切な維持管理と有効活用を図る「公共施設マネジメント」に取り組むため、平成26年8月に、平成26年度から平成29年度までの4年間を計画期間とする、「第1次府中市公共施設マネジメント推進プラン」を策定しました。

同プランでは、取組の推進力を高めるモデル事業として、様々な機能を有する学校施設の更なる活用に向け、現在、地域開放を行っていない学校プールの活用の検討を始め、更なる学校機能の開放や、市内7か所にある地域プールと学校プールの機能重複の解消など、将来を見据えた検討を行う「学校施設の更なる活用」に取り組むことを定めています。

取組を進めるに当たっては、学識経験者や各種団体の代表者、公募市民で構成された「府中市公共施設マネジメントモデル事業検討協議会」を設置し、学校施設と地域プールの現状や課題の確認、学校施設の活用方法、地域プールの在り方の検討などを行い、平成28年3月に、同協議会から報告書が提出されています。

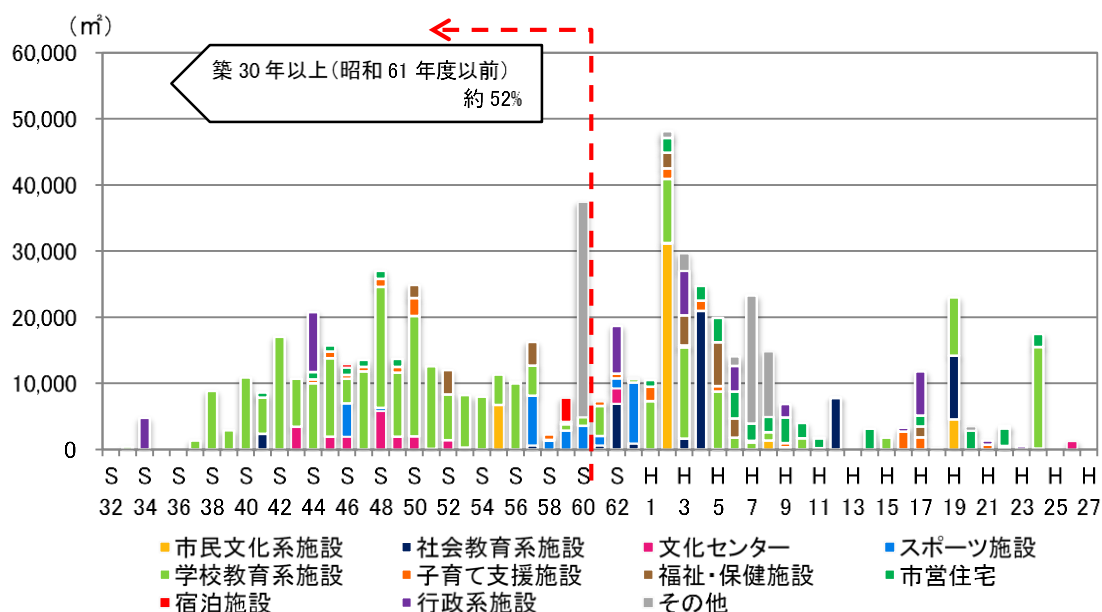
施設の老朽化や適切な教育環境の拡充など、ハード・ソフトの両面で多くの課題を有している学校施設については、教育委員会において長寿命化・改築に関する計画の策定を検討しています。その検討に当たって、プール機能など、学校施設が有する機能の更なる活用に向けた考え方を加えることや、公共施設の最適化の取組として、学校施設と地域プールを含めた屋外公共プールの利用の現状から、将来の市民ニーズを踏まえた適正な施設規模の確保を図るため、本方針を定めるものです。

なお、本方針においては、学校施設の更なる活用と地域プールの見直しのそれぞれについて、対象施設の現状と課題を把握し、その結果を踏まえた基本方針を定めるものとします。

2 公共施設マネジメントの取組

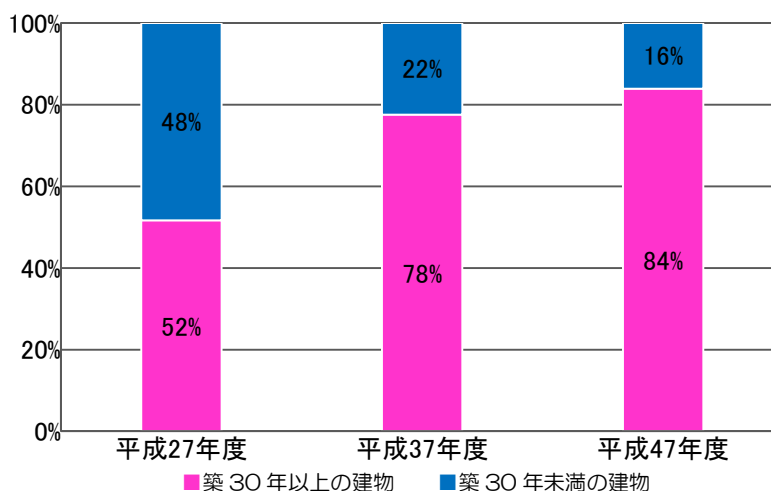
平成27年度末において、本市が保有する公共施設（道路、橋りょうなどのインフラを除きます。以下同じです。）の延床面積は、約64万平方メートルあり、様々なニーズに応える場所として、多くの市民に利用されています。公共施設は、市民共有の財産であり、良好な状態で、過度な負担を残すことなく、次世代に引き継いでいくことが求められていますが、建設時から一定の期間を経過し、社会環境が変化していく中で、現在大きく3つの課題が生じています。

図 公共施設の整備状況



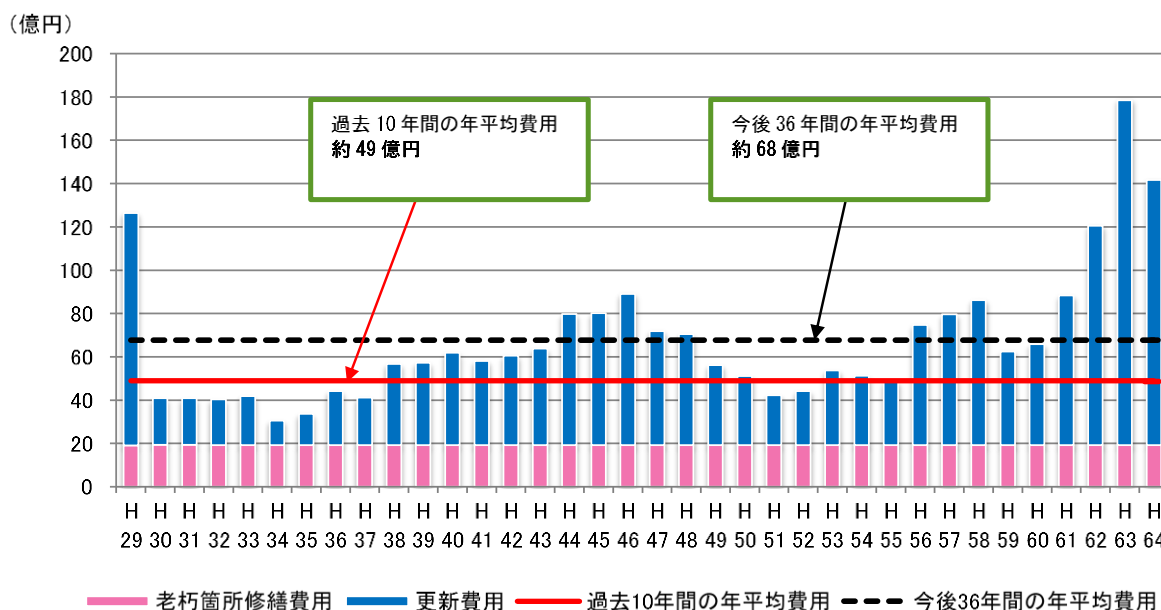
第1の課題は、施設の老朽化の進行です。本市の施設のうち、老朽化対策に一定の費用が必要となる築30年以上の建物は、約33万平方メートルあり、全施設の約52パーセントの割合を占めています。この割合は、今後急激に増加し、10年後には約78パーセント、20年後には約84パーセントを占める状況となります。施設の安全性をいかに確保していくかということは、非常に重要な課題であり、これまで以上に、点検や改修など、きめ細やかな対応が必要となってきます。

図 建築後30年以上経過する施設の割合



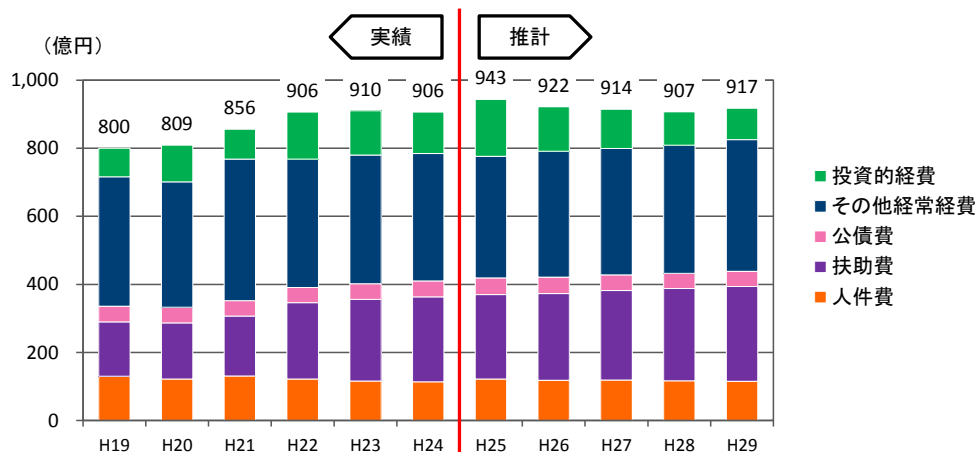
第2の課題は、健全財政の維持です。本市の財政状況は、行財政改革を継続的に進めてきたことにより、他の自治体に比べれば比較的良好な状況を維持しています。しかし、施設の老朽化への対応が必要となってくる中で、本市が保有する全ての施設の改修や建替え（以下「更新」といいます。）を行うためには、短期間に多額の費用が必要となります。仮に、現在ある全ての施設を更新する場合、モデル事業1「府中駅周辺施設の再編」の取組により一時的な削減は見込まれるものの、今後36年間で年平均約68億円が必要であり、平成17年度から平成26年度までの10年間に公共施設の新規整備や既存施設の更新にかけてきた費用が、年平均約49億円であることから、年平均約19億円の不足が生じると見込まれています。

図 施設の更新費用の試算



また、それだけでなく、少子高齢化の社会情勢の中では、扶助費等の社会保障経費の増加も見込まれています。このことから、全ての施設を更新していくためには、基金の大幅な取崩しや起債（借金）によって対応しなければならず、健全財政を維持し続けることは困難な状況となります。持続可能な自治体経営には、施設にかかる費用をできる限り抑えることが必要です。

図 歳出（普通会計）の推移



出典：第6次府中市総合計画前期基本計画

第3の課題は、多様化する市民ニーズへの対応です。施設を整備した時から現在まで、社会環境が変化していくことに伴い、市民のニーズも変化してきました。しかし、施設の規模や設備は、整備時のニーズに基づくもののため、今後の変化への対応も、限られたものとなることが想定されます。施設の更新費用の増大が課題となっている中では、ニーズが増加するたびに新たな施設を増やすのではなく、既存の施設を柔軟に見直しながら対応していくことが求められます。

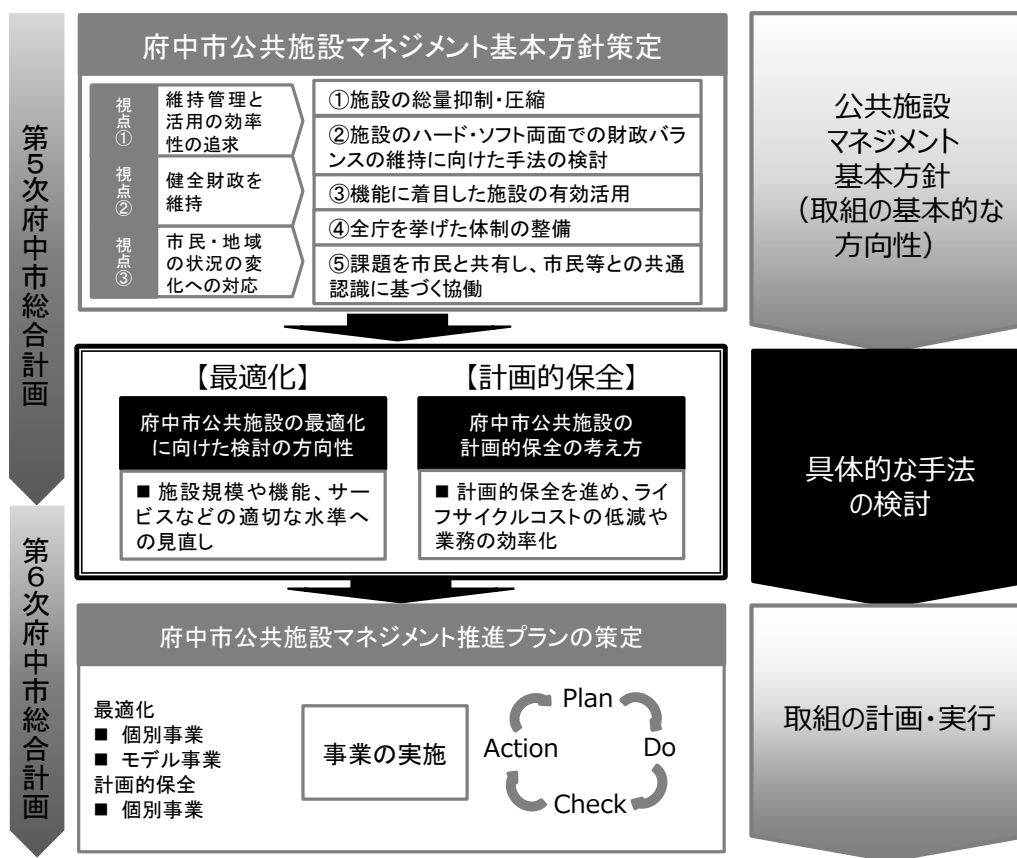
図 公共施設を取り巻く3つの課題



これら3つの課題を解決するためには、公共施設を経営資源として捉え、総合的かつ長期的な視点による最大限の活用を目指す「公共施設マネジメント」の考え方が重要となることから、平成24年5月に「府中市公共施設マネジメント基本方針」を策定しました。

その後、取組の具体化に向けては、施設の量に対する「最適化」と施設の質に対する「計画的保全」の考え方を整理した上で、それぞれの具体的な内容やスケジュールなどを取りまとめた「第1次府中市公共施設マネジメント推進プラン」を、平成26年8月に策定しました。同プランでは、各施設別の取組のほか、取組全体の推進力を高めるため、「府中駅周辺施設の再編」と「学校施設の更なる活用」の2つのモデル事業を定め、進めていくこととしています。

図 公共施設マネジメントの取組の流れ



出典：第1次府中市公共施設マネジメント推進プラン

3 モデル事業の役割

最適化（施設の総量や機能の見直し）の取組は、単に施設の削減のみを目的としたものではなく、将来を見据え、行政サービスの新たな形を作り上げるための取組です。この取組を推進するためには、施設ごとの縦割りの検討ではなく、異なる用途の施設を一体的に検討する新たな仕組みを整えていく必要があります。

このことから、まずは範囲を限定したモデル事業について方針を定め、取組を進める中で効果を確認し、様々な取組に反映していきます。

4 取組に対する市民等からの幅広い意見

(i) 府中市公共施設マネジメントモデル事業検討協議会

本市では、モデル事業の取組を進めるに当たり、学識経験者や各種団体の代表者、公募市民により構成される「府中市公共施設マネジメントモデル事業検討協議会」を設置し、平成27年6月から平成28年3月までの6回にわたり、教育機能の確保を前提とした、学校施設が有する機能の更なる活用について検討を行いました。その検討結果は、平成28年3月に、「府中市公共施設マネジメントモデル事業検討協議会検討結果報告書 モデル事業2「学校施設の更なる活用」“教育機能と市民サービスを共に向上するための施設活用”」としてまとめられました。

報告書では、小中学校が学校教育の場としてだけでなく、地域住民のよりどころとなる施設であると捉えた上で、今後、新たな市民サービスの場として活用するとともに、教育機能の向上につなげられるよう、現状を踏まえた効果的な活用を図っていかなければならないことや、地域プールの見直しについて、処分の方向で、早急に、学校プール、他の公共プールや民間プールの利用も含めた大きな枠組みの中で、市民ニーズや各プールの役割分担を整理し、進めていく必要があることなどが示されました。

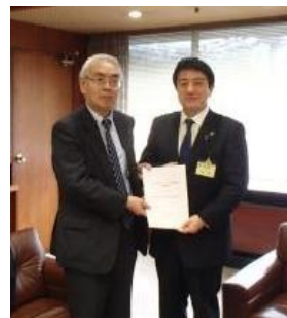


図 検討協議会でまとめられた学校と地域住民の関係性

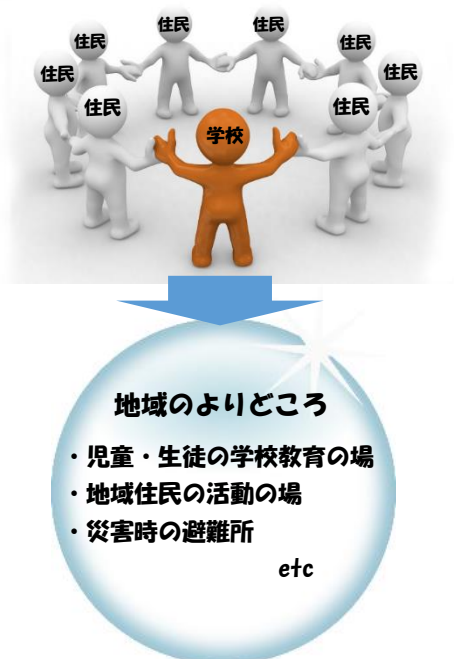
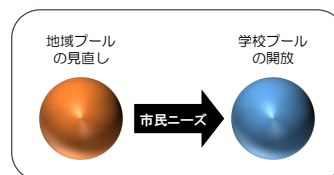


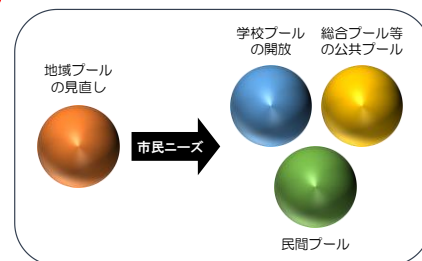
図 検討協議会でまとめられた地域プール見直しの枠組み



小さな枠組み



大きな枠組み



(2) 市民アンケートと児童・生徒アンケート

平成27年9月から10月にかけて、20歳以上の市民3,000人を対象に、「学校施設の更なる活用に関する市民アンケート」として、「公共施設マネジメントの方策」、「現在の学校施設の一般開放の利用状況」、「プールの利用状況」などについて、調査を行いました。

この市民アンケートにおいて回答のあった1,013人の意見を見ると、公共施設マネジメントの方策として、民間のノウハウや資金の活用、現在の施設の長寿命化については、実施すべきという肯定的な意見が80パーセントを超えたほか、施設の統廃合や機能の複合化、土地の売却・貸付けなどについても肯定的な意見が多数を占めていましたが、一方で、地域住民への施設の移管やサービス水準の引下げなどについては賛否が分かれました。このことについては、平成26年12月に実施した「府中駅周辺施設の再編に関する市民アンケート」における調査結果とおおむね同様の傾向にありました。

また、学校プールと地域プールの利用者の中心が小中学校の児童・生徒であることに鑑み、平成27年9月に、児童・生徒7,226人を対象に、「プールの利用に関する児童・生徒アンケート」を行い、利用状況の把握や利用希望などの意見を集めました。

これらのアンケートによる「現在の学校施設の一般開放の利用状況」や「プールの利用状況」などに係る調査の結果については、『第2章 3 対象施設の現状と課題』において報告します。

表 学校施設の更なる活用に関する市民アンケートの結果
(公共施設マネジメントの方策)

設問内容		回答者数 (割合)		
		肯定的意見	否定的意見	無回答
総量圧縮	現在ある施設の統廃合や機能の複合化・共用化によって施設の総量を減らす	773 人 (76.3%)	215 人 (21.2%)	25 人 (2.5%)
広域連携	近隣自治体と共同で施設を建設・運営する	706 人 (69.7%)	285 人 (28.1%)	22 人 (2.2%)
公民連携	施設の更新や管理運営に民間のノウハウや資金を活用する	870 人 (85.9%)	122 人 (12.0%)	21 人 (2.1%)
地域へ移管	地域に密着した施設は、地域住民等が所有し、維持管理を行う	456 人 (45.0%)	527 人 (52.0%)	30 人 (3.0%)
長寿命化	建替えではなく、現在の施設を改修し、できるだけ長い間使用する	825 人 (81.4%)	162 人 (16.0%)	26 人 (2.6%)
売却・貸付け	施設の一部や土地の売却・貸付けによって収入を得る	798 人 (78.8%)	185 人 (18.3%)	30 人 (3.0%)
水準引下げ	施設におけるサービス水準を全国的な水準などを参考に引き下げる	468 人 (46.2%)	513 人 (50.6%)	32 人 (3.2%)
料金引上げ	使用料を徴収できる施設では、使用料を引き上げる	540 人 (53.3%)	442 人 (43.6%)	31 人 (3.1%)

【回答者数 1,013】

第2章 学校施設の更なる活用と地域プールの見直しに向けて

1 目的と対象施設

(1) 目的

様々な機能を有する学校施設の更なる活用に向け、現在、地域開放を行っていない学校プールの活用の検討を始め、更なる学校機能の開放や、学校プールと市内7か所にある地域プールの機能重複の解消など、将来を見据えた検討を行う。

(2) 対象施設

対象施設	主な機能
1 小学校（22校）	校舎、体育館、プール及び校庭
2 中学校（11校）	校舎、体育館、武道場、プール及び校庭
3 地域プール（7施設）	プール

(3) 対象施設の検討の方向性（短期）

施設名	検討の方向性（短期）
1 小学校	・学校プールの市民への開放、学校施設の複合化など、学校施設の更なる活用方策を検討する。
2 中学校	
3 地域プール	・利用期間や既存施設の有効活用の観点から、地域プールは処分を検討する。 なお、機能については学校プールの活用を検討する。

出典：第1次府中市公共施設マネジメント推進プラン

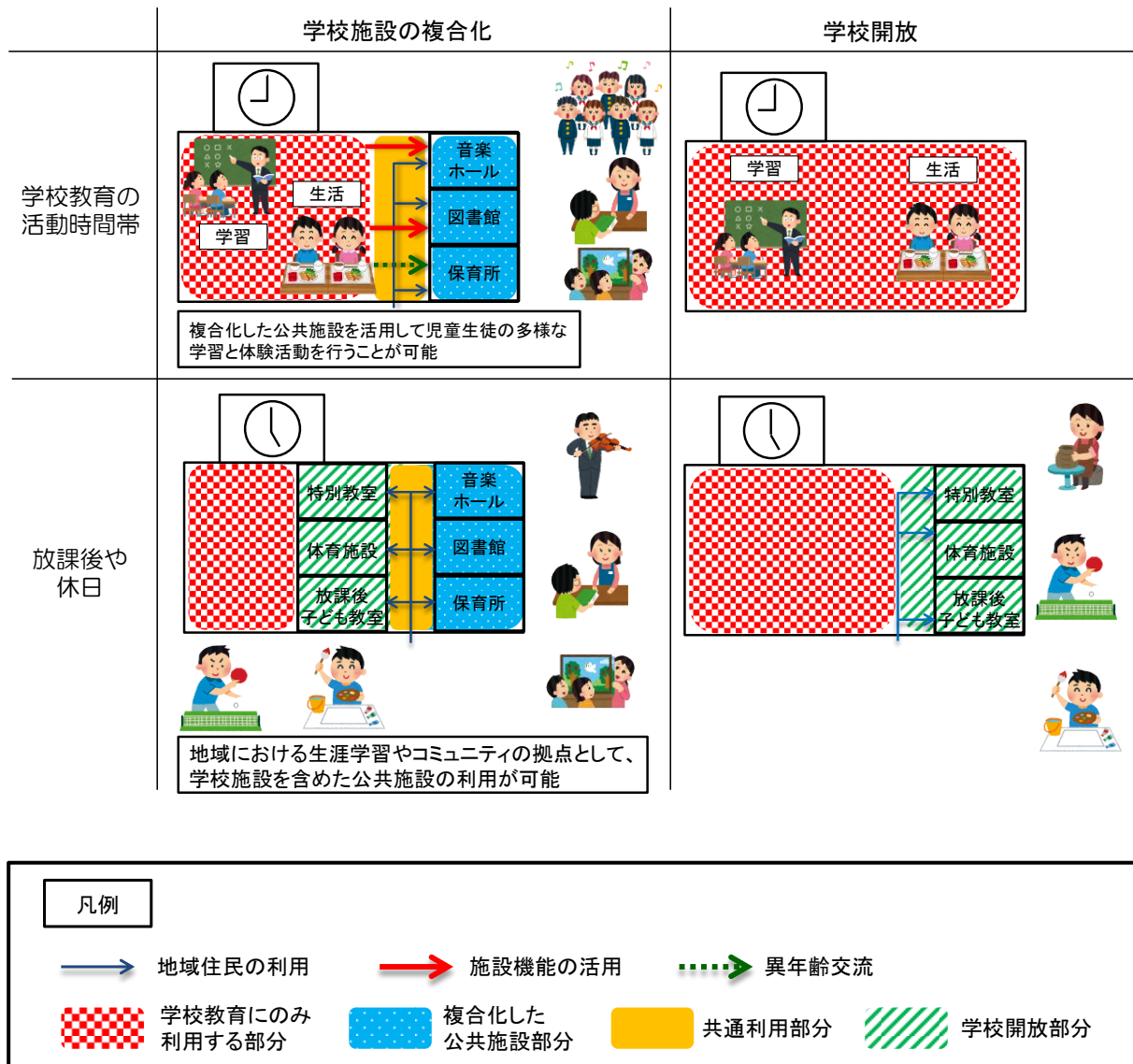
2 学校施設の活用手法とプールの運営手法

(1) 学校施設の活用手法

学校施設の更なる活用に当たり、学校施設を教育目的以外で活用するためには、主に2つの手法が考えられ、本市においてもこれらの手法を前提として検討を行うものとします。

1つは、学校教育のために使用しない時間帯に学校施設を活用する「学校開放」、そして、もう1つは、学校教育のために使用する施設と他の公共施設を、相互に機能的連携を保ちつつ、同一建物内か同一敷地内に整備する「学校施設の複合化」です。

図 学校開放と複合化の違い



出典：学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について
 （平成27年11月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）

ア 学校開放

(7) 法令等による位置付け

学校開放の取組は、各種法令によって定められているとおり、学校教育上支障のない範囲で、社会教育などのため、学校施設を地域住民に利用させるものです。

表 学校開放に関連する主な法令

●教育基本法（平成18年法律第120号）

第12条 省 略

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

●学校教育法（昭和22年法律第26号）

第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

●社会教育法（昭和24年法律第207号）

第44条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 省 略

●スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

第13条 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校（中略）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 省 略

(f) 使用できる機能等

教育目的以外で学校施設を使用できる範囲は、府中市立学校施設使用条例（平成13年9月府中市条例第18号）において、①教室（教育委員会が指定する教室に限る。）、②校庭、③体育室及び④武道場と定めています。

また、使用できる者は、府中市立学校施設使用条例施行規則（平成14年2月府中市教育委員会規則第1号）において、責任者としての成人を含む10名以上の市内の団体のうち、①社会教育関係団体、②学校関係団体、③官公庁及びそれらに属する団体及び④その他教育委員会が特に認めた団体と定めています。

イ 学校施設の複合化

(7) 法令等による位置付け

学校施設の複合化の取組は、法令で定められたものではありません。ただし、文部科学省における検討は、公表されているだけでも数十年前から行われており、それらを踏まえた各自治体における取組が広がってきています。

表 文部科学省における学校施設の複合化に関する取組

●平成2年3月「文教施設のインテリジェント化について」

人々の学習意欲の高まりや、多様かつ高度な学習需要の増大に伴い、文教施設を相互に有機的に連携させることによって、地域における総合的かつ体系的な学習環境の形成を目指していくため、施設の計画上の留意事項を提示したもの

●平成3年2月「学校施設の複合化について」

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）の施行や週休2日制の普及などを背景に、地域における総合的な生涯学習基盤の整備を推進するとともに、学校教育環境の質的な向上を図るため、学校施設の複合化に関する計画・設計上の留意事項を提示したもの

●平成9年10月「複合化及び高層化に伴う学校施設の計画・設計上の配慮について」

都市化が急速に進む中で、学校と様々な地域施設等との複合化や学校建物の高層化に関し、良好な学習環境を確保するための基本的な考え方を提示したもの

●平成11年6月「高齢者との連携を進める学校施設の整備について」

中央教育審議会第2次答申（平成9年6月1日）において提言された「高齢社会に対応する教育の在り方」を踏まえ、学校が地域の高齢者と連携を図り、交流を進めていくため、学校施設整備面の方策を検討し、施設整備上の留意事項を提示したもの

●平成27年11月「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」

教育振興基本計画（平成25年6月14日）や、インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）に基づき、今後、地方公共団体における学校施設と他の公共施設との複合化の機会が増加することを見据え、学校施設の複合化に係る基本的な考え方と、施設の計画・設計上の留意事項等を提示したもの

(イ) 学校施設の複合化の事例

国が行ったアンケート調査の結果からは、学童クラブを複合化する事例が全国的に多いことや、公民館や体育館、保育所など、様々な種類の施設が学校施設と複合化されていることが分かります。また、複合化する際の施設の整備方法については、どのような施設を複合化するかによって変わる場合があります。

表 全国の公立小中学校における複合化した公共施設等の種類別件数

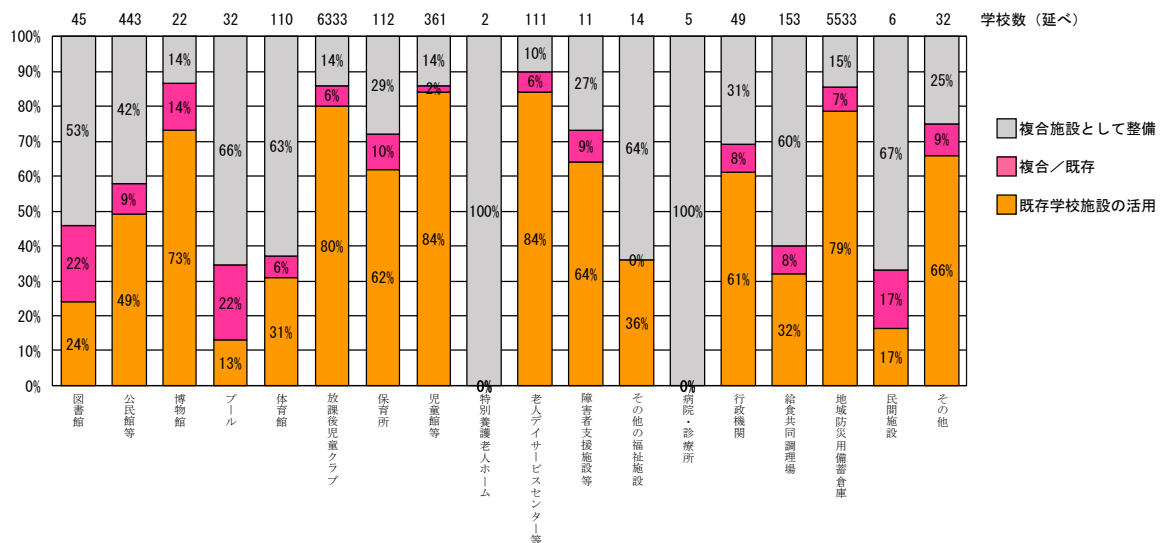
施設区分	文教施設					社会福祉施設						
	社会教育施設			社会体育施設		児童福祉施設			老人福祉施設		障害者 支援施設等 ※6	その他の 社会福祉 施設
施設種別	図書館	公民館等 ※1	博物館等 ※2	プール	体育館等 ※3	放課後 児童クラブ	保育所	児童館等 ※4	特別養護 老人ホーム	老人 デイサービス センター等 ※5		
小学校	38	383	17	18	42	6,294	97	354	0	98	10	11
中学校	7	60	5	14	68	39	15	7	2	13	1	3
計	45	443	22	32	110	6,333	112	361	2	111	11	14

施設区分	文教施設・社会福祉施設以外の施設						計
施設種別	病院・ 診療所	行政機関	給食共同 調理場	地域防災用 備蓄倉庫	民間施設	その他	
小学校	3	32	99	4,036	5	16	11,553
中学校	2	17	54	1,517	1	16	1,841
計	5	49	153	5,553	6	32	13,394

※1 公民館、集会所、コミュニティ施設等 ※2 博物館、文化施設等 ※3 体育館、武道館等 ※4 児童館、児童発達支援センター等
※5 老人デイサービスセンター、在宅介護支援センター等 ※6 地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等

出典：学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について
(平成27年11月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)

図 複合化した公共施設等の整備方法別割合



出典：学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について
(平成27年11月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)

(2) プールに関する特徴的な運営手法

学校プールの開放や、公共プールの管理運営については、一般的に、民間事業者や地域の団体への管理委託の手法が用いられています。また、通年利用できる屋内の公共プールについては、指定管理者制度を利用した管理が行われている事例があります。

このほか、学校プールにおける水泳授業の手法や市民のプール利用について各市で実施している事例には、次のような特徴的な事例があり、各市のプール施設の整備状況や財政状況によって、異なった対応となっていますが、いずれもプール機能の集約化を図る取組となっています。

ア 水泳授業に関する新たな取組

(7) 水泳授業を民間事業者に委託（学校プール → 民間プール）

千葉県佐倉市では、平成25年度から、小中学校のプールに係る維持管理費を抑える目的等のため、一部の学校においてプールを撤廃して、水泳授業を市内のスイミングスクールで実施しています。このことにより、施設維持コストの低減を始め、専門指導者による効果的な指導、天候に左右されない授業の実施や学校側の負担の軽減などのメリットが生じており、児童・生徒の移動に時間を要するなどのデメリットを差し引いても、なおメリットの方が大きいことから、現在も実施しています。

(8) 水泳授業を市営プールで実施（学校プール → 市営プール）

神奈川県海老名市では、平成19年度から、安全が確保された中で、天候に左右されることなく、学校授業を計画的に実施できるという利点があるため、市立小中学校のプールを廃止し、3か所ある市営屋内プールで水泳授業を実施しており、平成21年度以降、その対象を拡大し、現在も実施しています。

(9) 学校プールの拠点化（学校プール → 学校プール（拠点校） → 共同利用）

神奈川県横浜市では、平成24年8月に策定した「プール及び野外活動施設等の見直しに係る基本的な考え方」に基づき、中学校プールについて、新築や建替えの際に、近隣の2、3校のうち1校に屋内型プールを整備し、複数校で共同利用する拠点校方式をモデル事業として検討しましたが、想定以上に移動時間や付添人員を要し、現行の水泳授業水準の維持が困難であること、また、他の授業カリキュラムへの影響や学校教員への負担も大きいことから、この方式によるものとされた考え方については、見直されています。

現在は、平成27年10月に策定した「プール及び野外活動施設等の見直しに係る方針」に基づき、小学校と中学校の敷地が隣接している学校や、市営プールが近くにある学校について、当該学校の建替えや大規模改修の際に、共同利用の可能性を検討するものとしています。

イ 民間プールの利用助成

愛知県蒲郡市では、平成22年度をもって、老朽化に伴い市民プールを廃止しており、その代替事業として中学生以下の子ども等を対象に民間プールの利用助成を実施しています。

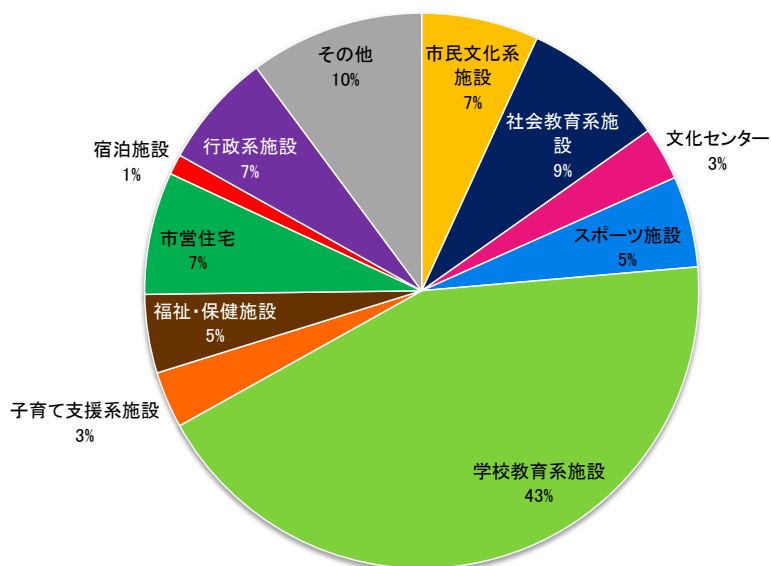
3 対象施設の現状と課題

(i) 学校施設の現状

ア 公共施設全体に占める割合

本市が保有する公共施設のうち、40パーセント以上を学校教育系施設が占めています。他の用途の施設と比較しても圧倒的な総量を占める学校施設については、公共施設マネジメントの取組を着実に進めていく上で、非常に重要な施設となっています。

図 用途別の延床面積の内訳



市民文化系施設	7%	福祉・保健施設	5%
社会教育系施設	9%	市営住宅	7%
文化センター	3%	宿泊施設	1%
スポーツ施設	5%	行政系施設	7%
学校教育系施設	43%	その他	10%
子育て支援系施設	3%		

イ 老朽化の進行

老朽化に係る課題は、全ての施設で共通するものですが、平成27年度末において築30年以上経過する施設のうち、約61パーセントを学校教育系施設が占めていることから明らかに、特に学校施設の老朽化が著しいものとなっています。

本市の学校施設は、昭和30年代後半から昭和50年代前半にかけて集中して整備しており、昭和47年度から昭和51年度までの期間がそのピークとなりました。一方、全国の学校施設の整備のピークは、昭和52年度から昭和56年度までであり、比較すると本市における

学校施設の整備が早期に実施されており、これは、老朽化の問題についても他自治体より早く直面することを表しています。

これまで本市では、建物と非構造部材の耐震化やトイレの改修、空調機の設定など、社会環境の変化や機能向上に対応してきましたが、重要な老朽化の対策が後回しになってしまっています。

図 市立小中学校の築年度別整備状況（府中市）

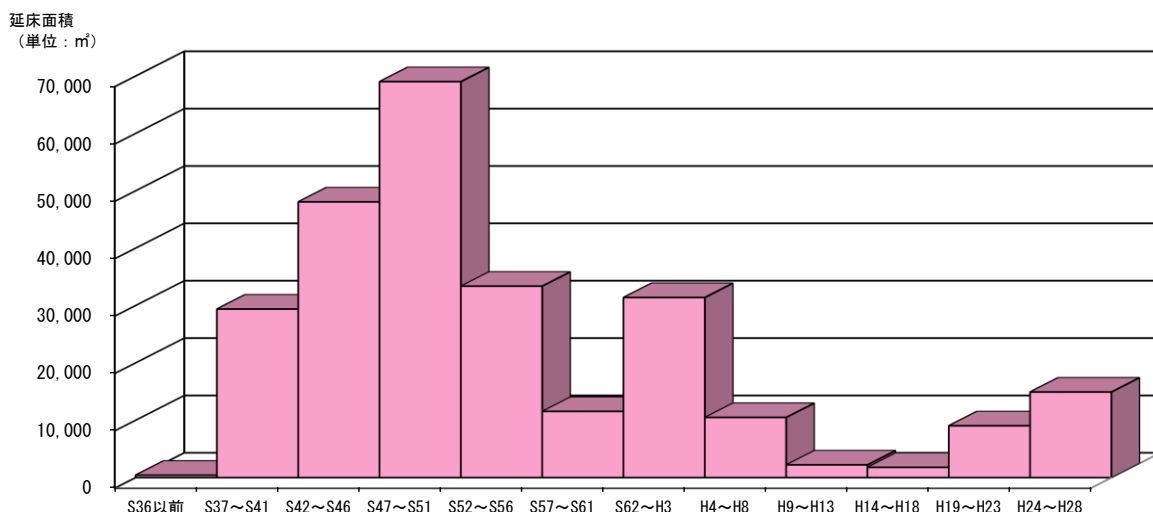
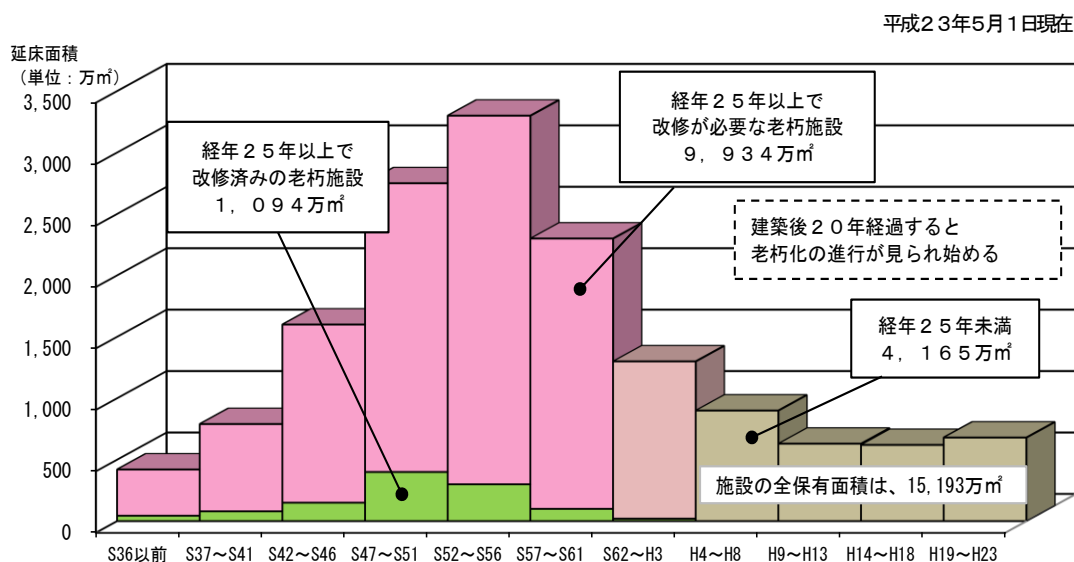


図 公立小中学校非木造建物の経年別保有面積（全国）



※ 岩手県、宮城県、福島県を除く。

※ 「改修が必要な老朽施設」には200㎡以下の建物を含む。

出典：学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～
(平成25年3月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)

表 市立小中学校の概要

No.	小学校名	延床面積	校舎のしゅん工年度 ※ 1	築年数 ※ 2		児童数 ※ 3	学級数 ※ 3
				校舎	体育館		
1	府中第一小学校	9,217 m ²	S52年（1977 年）	39 年	32 年	845 人	27
2	府中第二小学校	8,182 m ²	H 1年（1989 年）	27 年	51 年	1,017 人	33
3	府中第三小学校	8,059 m ²	S39年（1964 年）	52 年	51 年	797 人	29
4	府中第四小学校	5,486 m ²	S38年（1963 年）	53 年	51 年	425 人	17
5	府中第五小学校	6,443 m ²	S38年（1963 年）	53 年	51 年	600 人	22
6	府中第六小学校	6,469 m ²	S38年（1963 年）	53 年	51 年	774 人	22
7	府中第七小学校	5,826 m ²	S37年（1962 年）	54 年	49 年	355 人	12
8	府中第八小学校	8,508 m ²	S38年（1963 年）	53 年	51 年	907 人	32
9	府中第九小学校	7,649 m ²	S40年（1965 年）	51 年	49 年	440 人	23
10	府中第十小学校	8,293 m ²	H24年（2012 年）	4 年	4 年	765 人	23
11	武蔵台小学校	6,119 m ²	S41年（1966 年）	50 年	49 年	310 人	12
12	住吉小学校	7,535 m ²	S42年（1967 年）	49 年	49 年	643 人	26
13	新町小学校	5,223 m ²	S43年（1968 年）	48 年	47 年	311 人	12
14	本宿小学校	6,558 m ²	S44年（1969 年）	47 年	46 年	754 人	22
15	白糸台小学校	5,319 m ²	S44年（1969 年）	47 年	46 年	483 人	17
16	矢崎小学校	5,119 m ²	S45年（1970 年）	46 年	45 年	348 人	12
17	若松小学校	5,778 m ²	S47年（1972 年）	44 年	44 年	693 人	21
18	小柳小学校	6,387 m ²	S47年（1972 年）	44 年	43 年	642 人	22
19	南白糸台小学校	6,074 m ²	S48年（1973 年）	43 年	43 年	627 人	24
20	四谷小学校	6,602 m ²	S48年（1973 年）	43 年	42 年	613 人	18
21	南町小学校	6,548 m ²	S49年（1974 年）	42 年	41 年	472 人	19
22	日新小学校	5,893 m ²	S52年（1977 年）	39 年	38 年	484 人	16
計	小学校 22 校	147,287 m ²	全ての学校で耐震化済み			13,305 人	461

No.	中学校名	延床面積	校舎のしゅん工年度 ※ 1	築年数 ※ 2		生徒数 ※ 3	学級数 ※ 3
				校舎	体育館		
1	府中第一中学校	10,348 m ²	S38年（1963 年）	53 年	40 年	592 人	20
2	府中第二中学校	12,107 m ²	S41年（1966 年）	50 年	26 年	719 人	24
3	府中第三中学校	13,344 m ²	H19年（2007 年）	9 年	26 年	622 人	21
4	府中第四中学校	12,483 m ²	S44年（1969 年）	47 年	25 年	654 人	21
5	府中第五中学校	13,339 m ²	S51年（1976 年）	40 年	25 年	513 人	15
6	府中第六中学校	11,612 m ²	S40年（1965 年）	51 年	25 年	612 人	17
7	府中第七中学校	9,974 m ²	S42年（1967 年）	49 年	23 年	262 人	8
8	府中第八中学校	9,621 m ²	S48年（1973 年）	43 年	43 年	670 人	18
9	府中第九中学校	9,384 m ²	S51年（1976 年）	40 年	39 年	410 人	12
10	府中第十中学校	8,757 m ²	S54年（1979 年）	37 年	36 年	338 人	10
11	浅間中学校	9,162 m ²	S56年（1981 年）	35 年	34 年	520 人	16
計	中学校 11 校	120,131 m ²	全ての学校で耐震化済み			5,912 人	182

※ 1 校舎のしゅん工年度は、児童・生徒の利用する最も古い棟の年度

※ 2 築年数の網掛けは、平成 27 年度末時点の経過年数が 30 年以上経過している施設

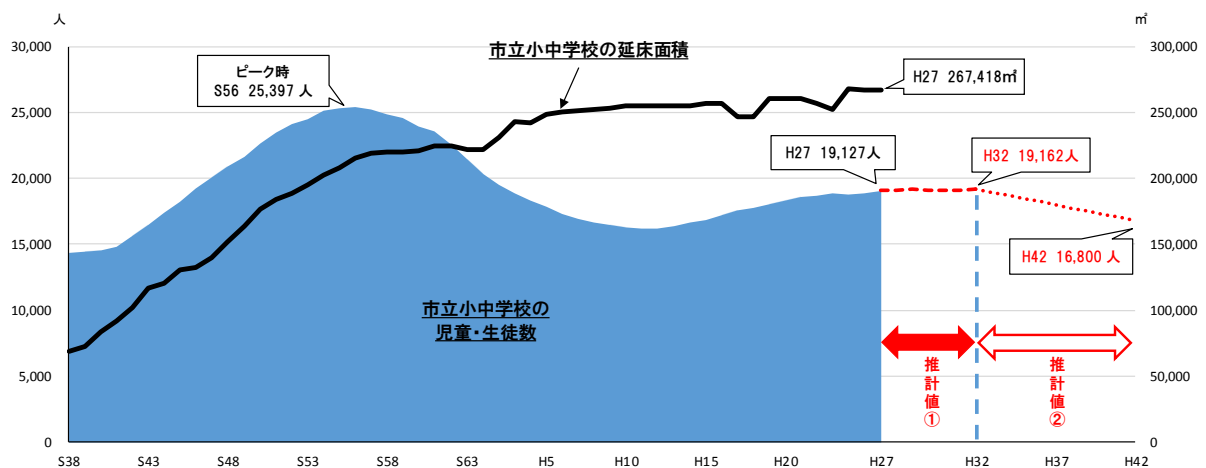
※ 3 生徒数・学級数は、特別支援学級を含む平成 28 年 5 月 1 日現在の数

ウ 児童・生徒数の変化

児童・生徒数については、全国的には既に減少傾向にあるものの、本市においては、人口が現在も微増を続ける中で横ばいの状況にあります。当面は、この状況が続くものと見込んでいますが、長期的には、市の人口推計に示しているとおり、人口と児童・生徒数は共に減少することが予想されています。

このことから、老朽化が進む学校施設に対して、現在の児童・生徒数を前提とした更新を行うことは、将来的に活用されない教室などを生み出すことにつながり、結果として過剰な投資となるおそれがあるため、整備に当たっては、今後の利用者数の変化への対応や余裕スペースが生じることを前提とした配慮が必要です。

図 市立小中学校の児童・生徒数と延床面積の変化



※ グラフ中の児童・生徒数の推計値は、推計値①と推計値②で算出方法が異なる。

推計値①は、現在の未就学児数やこれまでの実績増減数などを基に算出したもの（平成27年度教育人口等推計報告書より）

推計値②は、平成28年1月に策定した「府中市人口ビジョン」における人口動向分析を基に、年少人口（0歳～15歳）の割合から算出したもの

エ 求められる教育機能の多様化・高度化

昭和40年代から昭和50年代にかけての人口の急激な増加に伴い、膨大な量の学校施設を短期間に整備できるよう、全国的に画一的な校舎が造られてきました。これらの学校施設は、当時のニーズへの対応という面では効果的であったものの、その後、個別・少人数指導や総合学習の実施などにより、求められる教育機能の多様化・高度化が進んだ結果、現在は十分対応できていない状況となっています。

オ 学校開放の状況

(7) 学校開放の利用状況

本市では、現在、全ての小中学校において学校開放を実施していますが、その範囲は、校庭や体育館が中心で、利用者数は年間で延べ約50万人となっています。なお、地域プールと機能の重複する学校プールは、現在開放していません。

表 学校開放利用クラブの状況（平成27年度）

① 校庭					
No.	施設名	クラブ数	延べ 開放日数	延べ 利用人数	1日平均 利用人数
1	府中第一小学校	2	162	13,810	85.2
2	府中第二小学校	2	102	9,380	92.0
3	府中第三小学校	2	193	16,977	88.0
4	府中第四小学校	2	114	5,365	47.1
5	府中第五小学校	2	174	9,100	52.3
6	府中第六小学校	2	318	35,425	111.4
7	府中第七小学校	2	161	6,556	40.7
8	府中第八小学校	2	136	10,816	79.5
9	府中第九小学校	2	77	3,970	51.6
10	武蔵台小学校	2	99	3,445	34.8
11	住吉小学校	2	148	7,065	47.7
12	新町小学校	2	183	12,100	66.1
13	本宿小学校	2	181	9,694	53.6
14	白糸台小学校	2	155	6,653	42.9
15	矢崎小学校	2	208	6,724	32.3
16	若松小学校	1	108	8,640	80.0
17	小柳小学校	2	193	13,988	72.5
18	南白糸台小学校	3	127	7,147	56.3
19	四谷小学校	2	177	8,141	46.0
20	南町小学校	2	191	8,833	46.2
21	日新小学校	4	161	5,273	32.8
22	府中第一中学校	8	243	9,906	40.8
23	府中第二中学校	5	235	7,671	32.6
24	府中第七中学校	7	142	2,583	18.2
25	府中第九中学校	1	59	5,140	87.1
計	25校	65	4,047	234,402	57.9

（校庭利用の種目別クラブ数）

サッカー	39クラブ
野球	21クラブ
ソフトボール	1クラブ
グラウンドゴルフ	1クラブ

② 体育館					
No.	施設名	クラブ数	延べ 開放日数	延べ 利用人数	1日平均 利用人数
1	府中第一小学校	11	399	6,255	15.7
2	府中第二小学校	12	413	9,677	23.4
3	府中第三小学校	8	381	9,239	24.2
4	府中第四小学校	8	282	4,730	16.8
5	府中第五小学校	7	347	8,593	24.8
6	府中第六小学校	12	559	11,729	21.0
7	府中第七小学校	7	359	8,056	22.4
8	府中第八小学校	6	226	3,883	17.2
9	府中第九小学校	13	447	7,260	16.2
10	府中第十小学校	9	347	4,282	12.3
11	武蔵台小学校	7	410	8,895	21.7
12	住吉小学校	6	417	8,781	21.1
13	新町小学校	8	495	14,421	29.1
14	本宿小学校	8	256	6,879	26.9
15	白糸台小学校	8	344	8,403	24.4
16	矢崎小学校	8	359	8,218	22.9
17	若松小学校	9	380	6,842	18.0
18	小柳小学校	7	417	7,229	17.3
19	南白糸台小学校	6	378	8,272	21.9
20	四谷小学校	8	421	9,770	23.2
21	南町小学校	7	388	8,364	21.6
22	日新小学校	13	521	9,895	19.0
23	府中第一中学校	11	439	6,845	15.6
24	府中第二中学校	14	567	9,329	16.5
25	府中第三中学校	15	506	7,176	14.2
26	府中第四中学校	14	523	6,050	11.6
27	府中第五中学校	8	251	3,247	12.9
28	府中第六中学校	11	465	8,490	18.3
29	府中第七中学校	13	339	3,385	10.0
30	府中第八中学校	12	454	6,589	14.5
31	府中第九中学校	9	366	6,770	18.5
32	府中第十中学校	9	279	3,747	13.4
33	浅間中学校	12	446	6,247	14.0
計	33校	316	13,181	247,548	18.8

(体育館利用の種目別クラブ数)

バレーボール	82クラブ
フットサル	63クラブ
卓球	34クラブ
バスケットボール	32クラブ
剣道	23クラブ
バドミントン	21クラブ
ミニバスケットボール	13クラブ
空手道	13クラブ
サッカー	7クラブ
インディアカ	7クラブ
ラリーテニス	4クラブ
軽スポーツ	3クラブ
新体操	3クラブ
ソフトバレーボール	2クラブ
器械体操	2クラブ
野球	1クラブ
ネオホッケー	1クラブ
ハンドボール	1クラブ
フロアボール	1クラブ
杖道	1クラブ
太極拳	1クラブ
合気道	1クラブ

出典：府中市スポーツ推進委員会会報 No.43（平成27年度）

なお、学校開放については、過去にもその在り方について検討しており、府中市公立学校施設開放協議会が「学校施設のあり方について」として、昭和59年2月に教育委員会に対し、それまで消極的・受身的だった学校開放について、地域に開かれた学校という基本姿勢の基に、開放の仕方や運営の在り方などを工夫し、改善する必要がある旨を答申しており、現在の状況に至っています。

(イ) 市民アンケートの結果

市民アンケートにおいて学校開放の利用の有無を確認したところ、約80パーセントの人は利用したことがない状況でした。

選択内容	回答者数	割合
利用したことがある	185	18.3%
利用したことがない	789	77.9%
無回答	39	3.8%

【回答者数 1,013】

また、現在、一般開放を行っていない教室のうち、利用したい教室について確認したところ、利用したい教室がないという回答が最も多くなりましたが、利用したい教室としては、図書室、家庭科室、音楽室の順に多い結果でした。

選択内容		回答数	割合
図書室を利用したい		361	35.6%
家庭科室を利用したい		134	13.2%
理科室を利用したい		39	3.8%
上記以外の部屋を利用したい		129	12.7%
「上記以外の部屋を利用したい」で挙げた教室の内訳	音楽室	67	6.6%
	図工室・技術室	16	1.6%
	体育館	13	1.3%
	視聴覚室	9	0.9%
	会議室	5	0.5%
	空き教室	5	0.5%
	PC 教室	3	0.3%
	校庭	3	0.3%
	茶道室	2	0.2%
	多目的室	2	0.2%
	美術室	2	0.2%
	プール	1	0.1%
	華道室	1	0.1%
利用したい部屋はない		448	44.2%
無回答		68	6.7%

【回答者数 1,013 回答総数 1,179】（複数回答可）

仮に、夏休みの期間中に既存の学校プールを開放した場合の利用について確認したところ、条件付きの場合を含め「利用する」と、「利用しない」は、同程度の回答という結果であり、プールに関してのニーズは、高いものではありませんでした。

【条件】①屋外プール、更衣室、トイレとシャワーは学校の施設を使用
②監査員が常駐
③日中のみ開放

区分	選択内容	回答数	
利用/条件付きで利用	利用する	122	654
	施設が近くにあれば利用する	178	
	使用料が無料、もしくは安価であれば利用する	170	
	地域プールと同程度の設備（更衣室やトイレなど）であれば利用する	184	
非利用	利用しない	438	670
	地域プールなど、市の他のプールを利用するから、利用しない	140	
	民間のプールを利用するから、利用しない	92	
その他		57	
無回答		40	

【回答者数 1,013 回答総数 1,421】（複数回答可）

㊦ 児童・生徒アンケートの結果

児童・生徒へのアンケートにより、夏休みの期間中、学校プールを開放した場合の利用について確認したところ、約80パーセントの児童・生徒が「行きたい」と回答したことが確認できましたが、「行きたくない」という回答の割合は学年が上がるにつれて増える傾向にありました。

区分	行きたい (割合)	行きたくない (割合)	無回答 (割合)
小学校 1年生	641 (92.5%)	50 (7.2%)	2 (0.3%)
小学校 2年生	649 (91.9%)	54 (7.6%)	3 (0.4%)
小学校 3年生	648 (93.8%)	43 (6.2%)	0 (0.0%)
小学校 4年生	609 (90.5%)	64 (9.5%)	0 (0.0%)
小学校 5年生	538 (85.5%)	88 (14.0%)	3 (0.5%)
小学校 6年生	475 (80.2%)	116 (19.6%)	1 (0.2%)
小学生 合 計	3,560 (89.4%)	415 (10.4%)	9 (0.2%)

区分	行きたい (割合)	行きたくない (割合)	無回答 (割合)
中学校 1年生	387 (65.3%)	205 (34.6%)	1 (0.2%)
中学校 2年生	259 (49.1%)	264 (50.1%)	4 (0.8%)
中学校 3年生	205 (43.9%)	261 (55.9%)	1 (0.2%)
中学生 合 計	851 (53.6%)	730 (46.0%)	6 (0.4%)

区分	行きたい (割合)	行きたくない (割合)	無回答 (割合)
小中学生 合 計	4,411 (79.2%)	1,145 (20.6%)	15 (0.3%)

【回答者数 5,571】

なお、「行きたい」の理由としては、全体として「泳ぎたいから」と「遊びたいから」が多く挙げられており、「行きたくない」の理由としては、学年を問わず「汚いから」と「夏休み中に学校に行きたくないから」が多く挙げられています。

(I) 学校プールの開放の可能性

学校プールについては、小学校には、水深0.9～1.1メートル程度の大プール（25メートルプール）と水深0.7～0.8メートル程度の小プールを設置しており、中学校には、水深1.3～1.4メートル程度の25メートルプールを設置しています。また、プールを利用するためのトイレや更衣室といった設備の老朽化の程度としては、改修が望ましいものが多い状態です。

夏休み期間中の学校プールの利用状況としては、まず水泳指導があり、平均して小学校プールでは10日程度、中学校プールでは4日程度実施しています。また、一部の中学校プールでは、水泳指導に加えて部活動も実施しており、その日数は平均して25日程度です。

このことから、夏休み期間中の学校プールは、小学校プールについては30日程度、中学校プールについては35日程度（ただし、部活動を実施している中学校の場合は、10日程度）が未利用の状況であり、設備や運営方法の課題などではありますが、一般開放の可能性はあるものと考えます。

図 学校プールの開放期間のイメージ

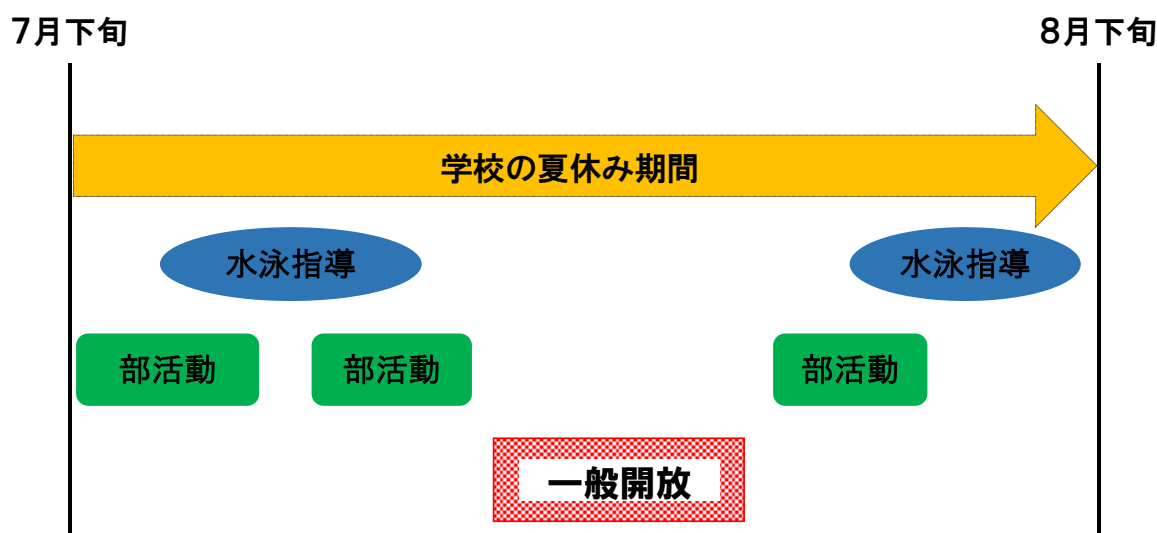
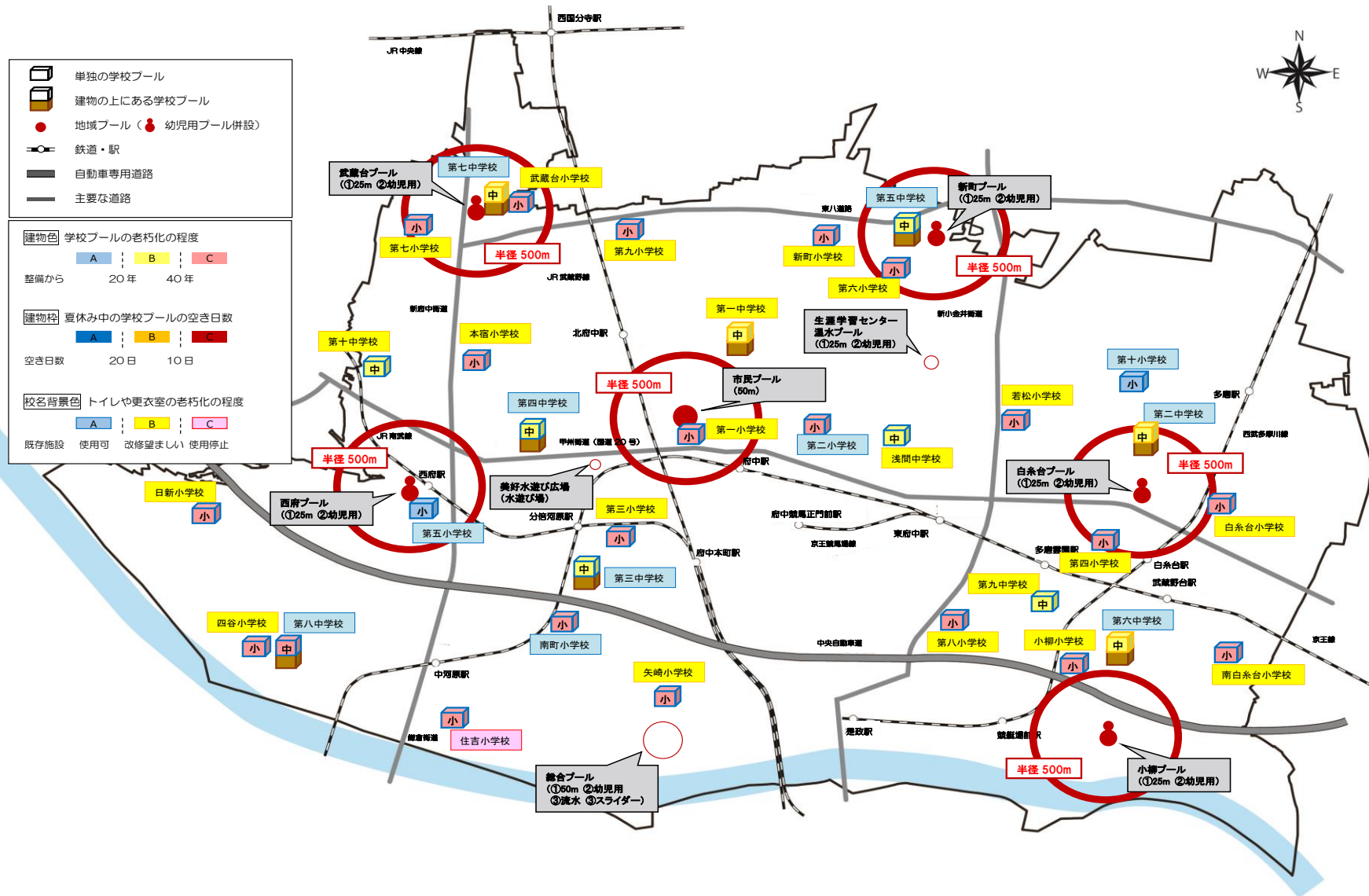


図 学校プールの開放に係る各種情報

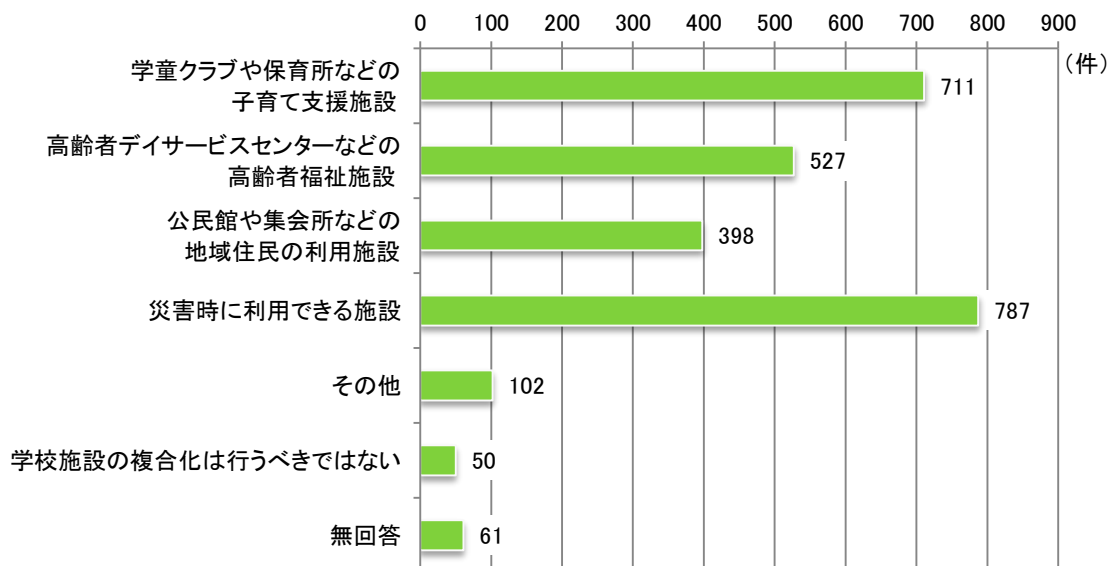


カ 学校施設の複合化の状況

本市においては、学校施設と同一の建物内に他の施設を設置した事例はありません。空き教室や特別教室を利用して実施している事業として、放課後子ども教室がありますが、その参加者は、原則として在校生に限るなど、限定的な利用となっています。また、同一の敷地内に設置した事例として、小学校内の学童クラブが挙げられます。同一の敷地内に両施設が設置されることで、利便性の向上や安全性の確保は図られていますが、様々な年齢層の利用に向けては、更なる安全性の確保などの課題があります。

市民アンケートの結果

市民アンケートにおいて学校施設の複合化について検討する場合、どのような施設と複合化することが効果的か確認したところ、最も多かった回答は「災害時に利用できる施設」で、「子育て支援施設」という回答も多い傾向にありました。



【回答者数 1,013 回答総数 2,636】（複数回答可）

「その他」の施設として挙げたものとしては、「図書館」、「スポーツ施設」、「医療施設」、「カフェ・レストラン」、「学習塾」、「コンビニ」等がありました。

また、「学校施設の複合化を行うべきでない」の主な理由としては、「子どもたちが勉強に集中できなくなるおそれがある」、「安全上、極力、学校は人の出入りを控えるべきである」、「教育施設は独立してあるべきである」といったものがありました。

なお、学校施設の複合化に当たって必要なことについて確認したところ、「学校機能（教育環境）の確保」、「子どもの安全の確保」、「高齢者の交流の場、地域づくりの拠点となること」などの意見がありました。

(2) 学校施設を取り巻く課題

ア 学校施設の老朽化に伴う課題

(7) 短期間に集中する学校施設の更新

学校施設の多くが既に築30年以上を経過し、建築物の更新の目安となる年数を超えています。また、本市の学校施設が短期間に集中して整備されたことから、その更新時期についても短期間に集中します。

しかし、33校の小中学校に対して必要な更新を同時期に行った場合、短期間に膨大な費用が集中することとなり、市全体の財政や教育現場への影響などを考慮すると、現実的には非常に困難であると想定しています。

このため、学校施設の安全性を確保しつつ、限られた財源を計画的に充てていく方を早急に検討する必要があります。また、学校施設に関する情報を数値化し、客観的な視点に基づく優先順位付けを行うことや、学校施設の更新にかかる費用の具体化を早急に進めることが必要です。

(i) 学校施設に必要な面積

学校施設に必要な面積については、本市において学校施設を集中的に整備した昭和30年代から昭和50年代までの頃と比較して、増加傾向にあります。児童・生徒数のピークが昭和56年度であったことから、その要因は、児童・生徒数ではなく、個別・少人数指導や総合学習の実施、机や椅子の大型化に伴う教室の拡大などが考えられます。直近の改築工事による面積の変化の状況から、今後、改築する学校施設の面積は、既存の建物のおよそ1.5倍になるものと考えています。

表 直近の改築した学校施設の面積比較

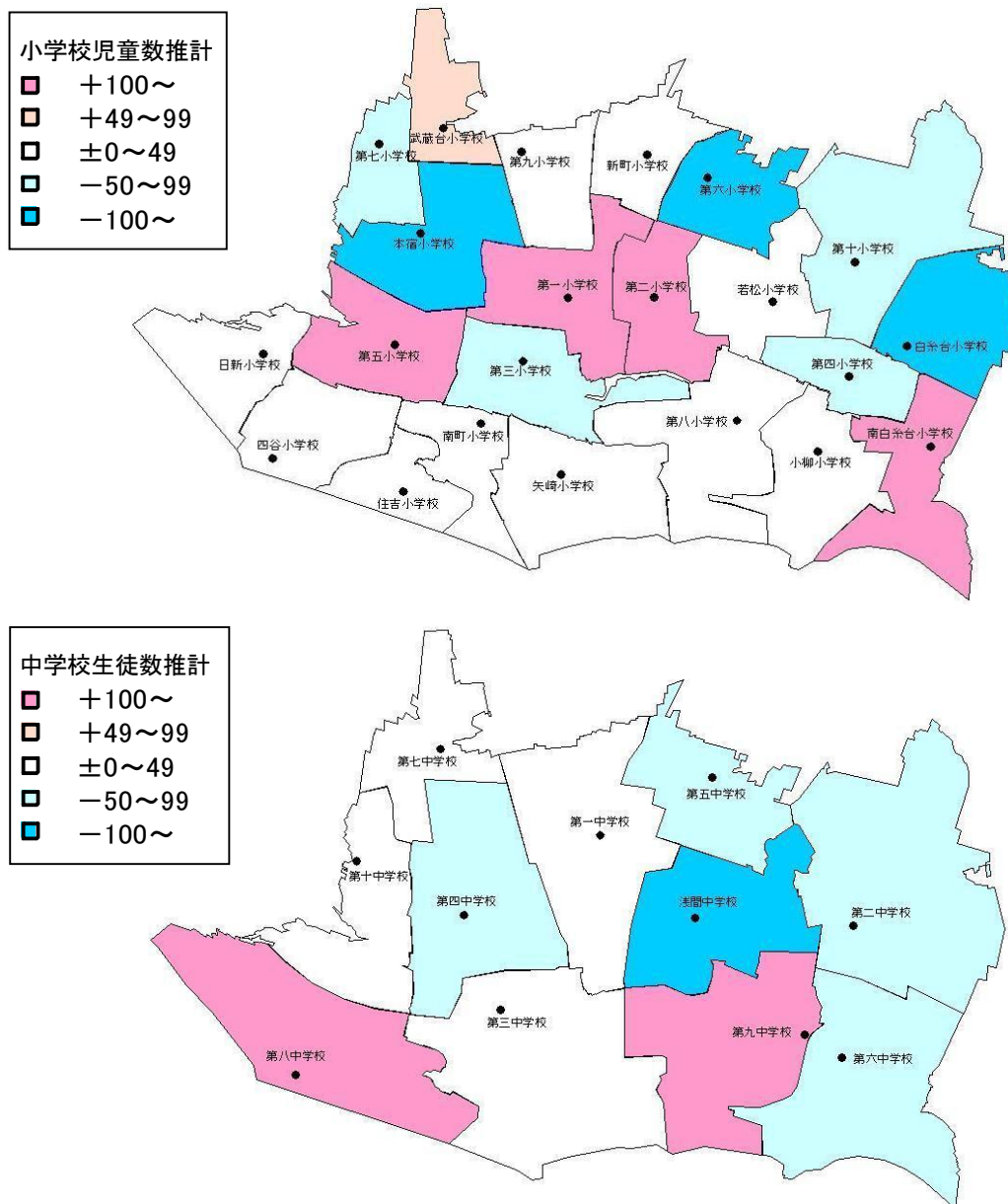
学校名	校舎面積		しゅん工年度	比較
	改築後	改築前		
府中第十小学校	6,891 m ²	4,425 m ²	平成24年度	1.56倍
府中第三中学校	8,945 m ²	6,101 m ²	平成19年度	1.47倍
府中第五中学校	8,787 m ²	6,146 m ²	平成24年度	1.43倍

なお、本市の児童・生徒数については、当面、前述のとおり横ばいの状況ですが、長期的には減少することが予想されています。直面する学校施設の更新の問題については、短期的には建物面積の増加が必要なが大きな課題である一方、将来、児童・生徒数が減少することに伴う必要面積の減少も見込まれるため、これらの課題を見据えた検討が必要です。

(7) 各学校の状況を踏まえたハード・ソフト両面の柔軟な対応

学校施設全体では、老朽化や児童・生徒数の変化、教育環境の確保など、様々な課題がありますが、その状況は学校によって異なります。例えば、市全体では児童・生徒数は横ばいであるものの、各学校を比較するとその増減する様子は大きく異なります。このことを意識せず、画一的な対応をしてしまうと、ハード面では非効率的な施設整備を進めてしまうおそれがあります。また、ソフト面においても、地域ごとに異なる児童・生徒数の状況や課題の大きさを的確に捉え、学区の調整や学校規模の見直しを図るなど、柔軟な対応が必要です。

図 市立小中学校における学区別児童・生徒数の将来推計



※1 平成25年度の実数と平成30年度の見込みの比較

※2 今後の転入出などに伴う増減は含めない。

出典：府中市公共施設マネジメント白書（平成24年度版）

イ 学校開放に関する課題

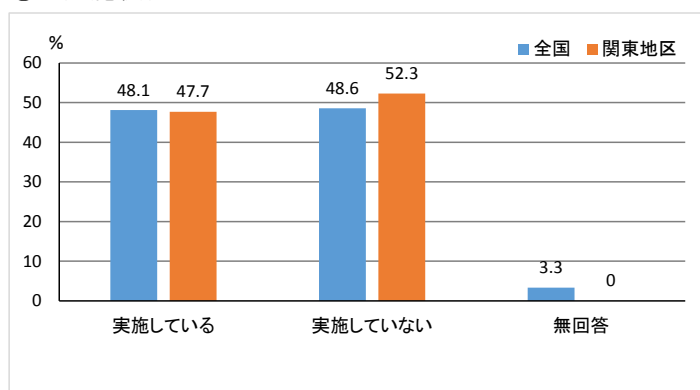
学校開放については、市民アンケートの結果、約80パーセントの人が利用したことがない状況でしたが、利用者数については年間で延べ約50万人となっており、特定の団体等による継続的な利用に供している傾向にあることが分かります。現在開放していない校舎内の図書室や家庭科室などについて、一定程度ニーズが存在することが確認できましたが、既存の学校施設の多くは開放を想定した造りとなっていないため、特に校舎内の諸室を開放するためには、利用者の動線や安全確保などが課題となります。

一方で、学校プールについては、既に開放されている校庭や体育館と同様に、校舎とは異なる位置に整備されていることが多く、他自治体においても開放している事例が多くあることから、既存施設であっても開放できる可能性は高いと考えます。ただし、施設の老朽化が進行しており、その設備を利用者に支障がない水準とするには、改修が必要な場合があります。

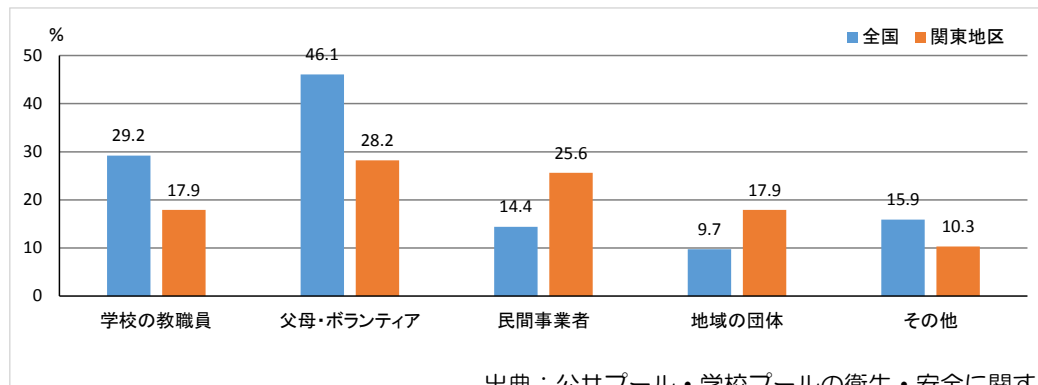
児童・生徒へのアンケートにおいてプールを利用する理由を確認したところ、「遊びたい」の割合が高く、次いで「泳ぎたい」の割合が高い傾向にあります。このうち、「泳ぎたい」というニーズに対しては、既に学校プールを利用した水泳指導が実施されており、「遊びたい」というニーズに対しても民間プールや市民総合プールの利用が、ある一定の受け皿となっている状況の中で、なお学校プールの開放が必要かどうかについてはニーズの見極めが必要です。また、学校プールを開放する際の運営については、教員の負担が増えないような配慮が必要と考えています。

図 学校プールの一般開放の状況（全国）

① 実施状況



② 運営者



出典：公共プール・学校プールの衛生・安全に関する実態調査
（公益社団法人日本プールアメニティ協会 平成23年3月）

表 学校プールの一般開放の状況（多摩地域26市・平成26年度）

NO.	自治体名	市立学校数 小学校/中学校	学校プールの 開放状況	実施学校数 小学校/中学校	1校当たりの 実施日数
1	八王子市	70校/38校	実施	8校/0校	6日
2	立川市	20校/9校	実施（児童開放）	14校/0校	1～5日
			実施（練習会等）	1校/4校	1～18日
3	武蔵野市	12校/6校	実施	0校/1校（屋内）	155日 （4～11月）
4	三鷹市	15校/7校	実施	1校/0校	7日
5	青梅市	16校/10校	未実施	—	—
6	府中市	22校/11校	未実施	—	—
7	昭島市	14校/6校	実施	2校/0校	3日
8	調布市	20校/8校	実施（一般開放）	1校（屋内）/0校	年間
			実施（児童開放）	19校/0校	5～10日
9	町田市	42校/20校	実施（一般開放）	0校/3校（屋内）	年間
			実施（児童開放）	38校/1校	5日
10	小金井市	9校/5校	未実施	—	—
11	小平市	19校/8校	未実施	—	—
12	日野市	17校/8校	休止	—	—
13	東村山市	15校/7校	未実施	—	—
14	国分寺市	10校/5校	実施	10校/0校	5日
15	国立市	8校/3校	実施	3校/1校	10日・17日
16	福生市	7校/3校	未実施	—	—
17	狛江市	6校/4校	実施	0校/1校	10日
18	東大和市	10校/5校	未実施	—	—
19	清瀬市	9校/5校	未実施	—	—
20	東久留米市	13校/7校	未実施	—	—
21	武蔵村山市	9校/5校	未実施	—	—
22	多摩市	18校/9校	実施	2校/0校	1日・4日
23	稲城市	12校/6校	実施（一般開放）	6校/0校	4日
			実施（地域開放）	1校/0校	18日
24	羽村市	7校/3校	未実施	—	—
25	あきる野市	10校/6校	未実施	—	—
26	西東京市	19校/9校	実施	1校/0校	4日

※ 府中市調べ

学校プールの一般開放 実施 13市/26市

ウ 学校施設の複合化に関する課題

学校施設の複合化を進める際には、既存施設を活用する方法と建替え時に新たに整備する方法がありますが、いずれの場合も市内全体の施設配置や市民ニーズを十分考慮して進める必要があります。また、全ての学校を一斉に複合化する必要はなく、それぞれの地域や学校施設の状況に応じて複合化できるかどうか、どのような機能と複合化するかなどを検討し、進めていく必要があります。

なお、学校施設の複合化を進める際には、市民アンケートにおいても確認できたとおり、児童・生徒の安全や学校教育の機能を低下させることのないような配慮も必要です。

(3) 地域プールの現状

ア 充実したプール施設と費用対効果

本市が保有する一般利用のためのプール施設には、モデル事業の対象となっている地域プール（7施設）のほか、市民総合プールと生涯学習センター温水プールがあり、近隣の自治体に比べて非常に充実している状況となっています。

表 地域プールの概要

No.	施設名	延床面積 (管理棟)	しゅん工年度	築年数 ※	運営時間
1	市民プール	281 ㎡	S53 年 (1978 年)	38 年	第1回 10:00~12:00 第2回 13:00~15:00 第3回 15:30~17:30 ナイター 18:00~20:00
2	小柳プール	90 ㎡	S51 年 (1976 年)	40 年	第1回 10:00~12:00 第2回 13:00~15:00 第3回 15:30~17:30
3	白糸台プール	151 ㎡	S59 年 (1984 年)	32 年	
4	西府プール	161 ㎡	S59 年 (1984 年)	32 年	
5	武蔵台プール	157 ㎡	S59 年 (1984 年)	32 年	
6	新町プール	166 ㎡	S60 年 (1985 年)	31 年	
7	美好水遊び広場	133 ㎡	H 2 年 (1990 年)	26 年	
計	7 施設	1,139 ㎡			

※ 築年数の網掛けは、平成27年度末時点の経過年数が30年以上経過している施設

施設数の多さは、市民サービスの面では良いと捉えることもできますが、市民サービスとそれにかかる費用を併せてみると、地域プールは運営期間が短期間（年間40日程度）であるにも関わらず、年間の維持管理に約8,000万円がかかっている状況です。また、老朽化についても進行しており、引き続き維持していくためには大規模な設備改修が必要です。

表 地域プールの維持管理コスト

	市民プール	小柳プール	白糸台プール	西府プール	武蔵台プール	新町プール	美好水遊び広場	共通経費
支出(千円)	14,254	7,665	7,623	8,186	6,673	8,073	8,009	18,246
建物コスト	3,584	1,354	1,376	1,977	1,402	1,601	2,299	5,829
施設管理委託費	0	0	0	0	0	0	0	5,829
光熱水費	3,584	1,354	1,376	1,977	1,402	1,601	2,299	0
事業運営コスト	8,868	5,734	5,281	5,180	4,266	5,410	4,860	2,299
事業運営委託費	8,856	5,724	5,270	5,167	4,255	5,400	4,849	1,117
その他	12	10	10	14	11	10	11	2,181
人件費	0	0	0	0	0	0	0	7,181
施設修繕費	0	0	0	0	0	0	0	2,938
施設整備費	0	0	0	0	0	0	0	0
指定管理料	0	0	0	0	0	0	0	0
減価償却費相当額	1,801	576	966	1,029	1,004	1,061	850	0
収入(千円)	856	337	420	331	418	406	595	213
市収入	856	337	420	331	418	406	595	0
その他収入	0	0	0	0	0	0	0	213

	市民プール	小柳プール	白糸台プール	西府プール	武蔵台プール	新町プール	美好水遊び広場
■利用者1人当たりコスト	1,788 円/人	1,697 円/人	1,411 円/人	1,865 円/人	1,592 円/人	1,628 円/人	1,186 円/人
■市民1人当たりコスト	128 円/人	102 円/人	102 円/人	104 円/人	98 円/人	103 円/人	103 円/人

出典：公共施設カルテ（平成26年度版）

地域プール7施設にかかる維持管理コスト = 約8,000万円/年（40日間）

図 プール施設の規模と配置



※ 実線の枠で示すプール施設が地域プール

表 市営プールの設置状況（多摩地域26市）

団体名	人口 ①	プール施設数		プール機能の有無				水面面積(㎡) ②	市民1人当たりの 水面面積(㎡/人) ②/①	備考
		屋内	屋外	50mプール	スライダー	流水 プール	子ども専用 プール			
八王子市	562,572	1	2	×	×	×	×	1,488	0.0026 ㎡/人	
立川市	179,090	2	0	×	×	×	×	1,761	0.0098 ㎡/人	
武蔵野市	142,138	2	1	○	×	×	×	1,858	0.0131 ㎡/人	
三鷹市	182,092	1	5	×	×	×	×	2,018	0.0111 ㎡/人	
青梅市	137,052	0	3	休場	○	○	○	4,704	0.0343 ㎡/人	2施設休場
府中市	254,551	1	8	○	○	○	○	5,892	0.0231 ㎡/人	
昭島市	112,727	1	1	×	○	○	×	2,119	0.0188 ㎡/人	平成26年度末に1施設廃止
調布市	224,191	2	1	○	×	×	×	1,858	0.0083 ㎡/人	
町田市	426,648	1	0	○	×	×	×	1,325	0.0031 ㎡/人	
小金井市	117,427	2	0	×	×	×	×	802	0.0068 ㎡/人	
小平市	186,958	1	2	○	×	○	×	3,409	0.0182 ㎡/人	
日野市	180,975	1	1	○	×	×	×	1,189	0.0066 ㎡/人	
東村山市	151,412	1	1	○	×	×	×	1,864	0.0123 ㎡/人	
国分寺市	119,379	1	0	×	×	×	×	361	0.0030 ㎡/人	
国立市	74,558	1	0	×	×	×	×	250	0.0034 ㎡/人	
福生市	58,553	0	1	○	○	×	×	1,676	0.0286 ㎡/人	
狛江市	79,096	0	1	×	×	×	×	1,086	0.0137 ㎡/人	
東大和市	86,162	0	1	×	○	○	×	1,621	0.0188 ㎡/人	
清瀬市	74,374	0	1	×	○	×	×	320	0.0043 ㎡/人	
東久留米市	116,494	1	0	×	×	×	×	675	0.0058 ㎡/人	
武蔵村山市	72,092	0	1	×	×	×	×	478	0.0066 ㎡/人	
多摩市	147,486	1	0	○	○	○	×	1,362	0.0092 ㎡/人	
稲城市	86,594	1	1	×	○	○	×	1,257	0.0145 ㎡/人	
羽村市	56,604	1	1	×	○	○	×	1,625	0.0287 ㎡/人	
あきる野市	81,697	3	1	×	○	○	×	2,088	0.0256 ㎡/人	
西東京市	198,267	1	0	×	×	×	×	330	0.0017 ㎡/人	
出典	各市人口は、 平成27年1月 1日現在	各市HPから ※平成26年度末時点 ただし、休場又は廃止 の施設を除く。		各市HPから ※平成26年度末時点 なお、子ども専用プールとは、一般プールに併設された幼 児用プールとは異なり、利用者として子どものみを想定し て運営されているプール施設				公共施設状況調 (平成26年度) 総務省	※府中市よりも大きい 市は網掛け	

イ 利用者数の変化

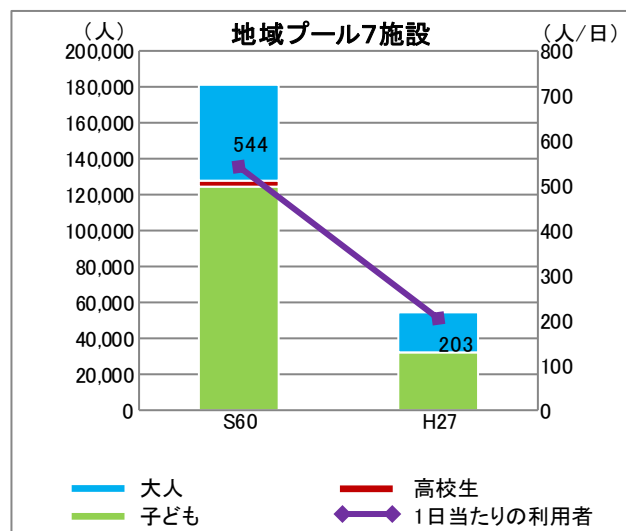
地域プールは、昭和50年代を中心整備された施設ですが、当時と現在では、年少人口の減少や遊びの多様化などの要因により、プールに対するニーズが大きく変化しています。

利用者数は、ピーク時に比べて約70パーセント減少しており、プールによっては80パーセント以上減少している状況も見られます。

また、利用者の中心である子どもの減少率が大人よりも大きいことも明らかです。

図 地域プールの利用者数の変化
(ピーク時と現在)

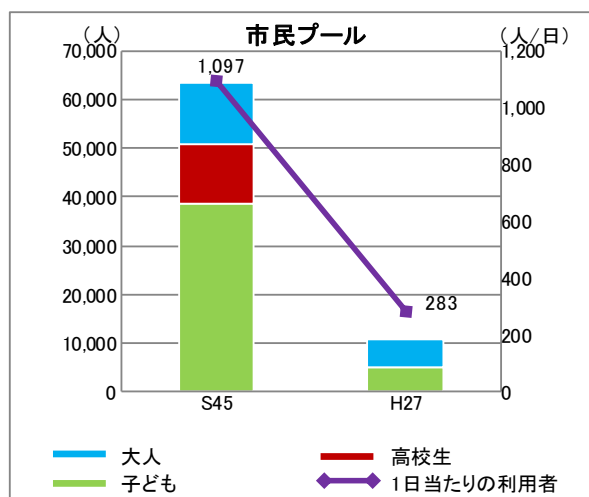
地域プール7施設	利用者数(人)		増減率(%)
	S60	H27	
大人	53,589	21,398	-60.1
高校生	3,676	249	-93.2
子ども	123,922	32,334	-73.9
合計	181,187	53,981	-70.2
1日当たりの利用者	544	203	-65.4
年間運営日数	333	266	-20.1



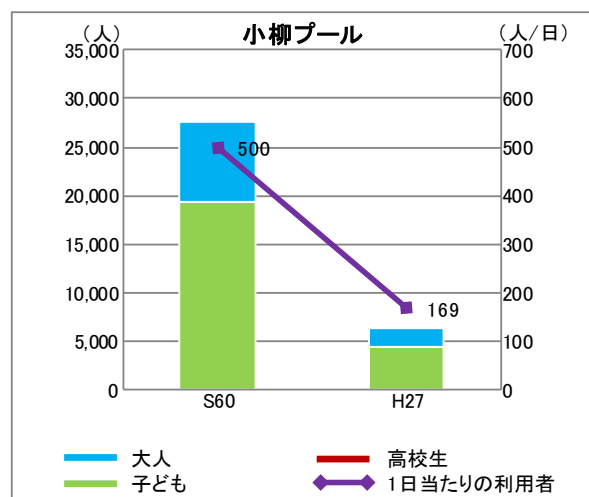
※ 昭和60年度は、美好水遊び広場を除く6施設の合計

(各プール)

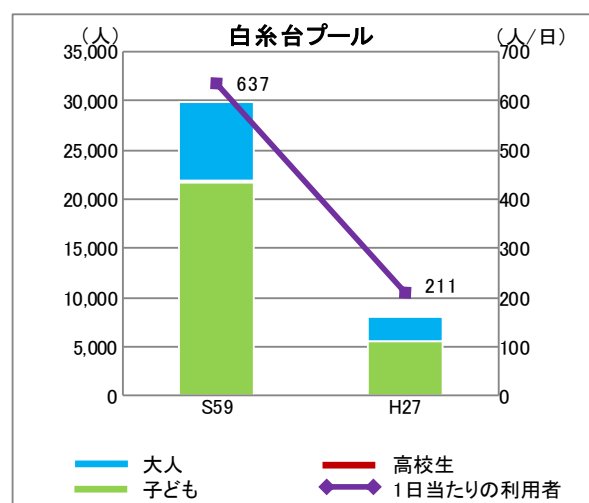
市民プール	利用者数(人)		増減率(%)
	S45	H27	
大人	12,634	5,579	-55.8
高校生	12,302	130	-98.9
子ども	38,682	5,038	-87.0
合計	63,618	10,747	-83.1
1日当たりの利用者	1,097	283	-74.2
年間運営日数	58	38	-34.5



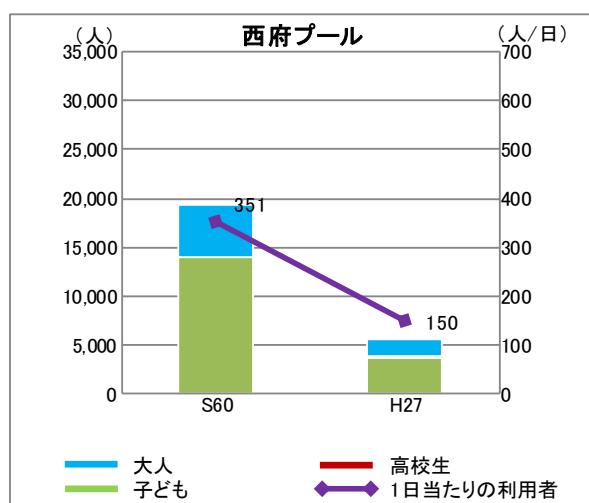
小柳プール	利用者数(人)		増減率(%)
	S60	H27	
大人	8,080	2,063	-74.5
高校生	55	22	-60.0
子ども	19,371	4,319	-77.7
合計	27,506	6,404	-76.7
1日当たりの利用者	500	169	-66.3
年間運営日数	55	38	-30.9



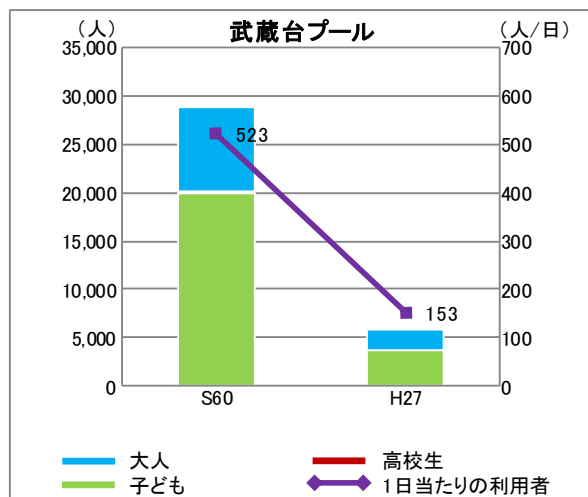
白糸台プール	利用者数(人)		増減率(%)
	S59	H27	
大人	8,056	2,373	-70.5
高校生	236	23	-90.3
子ども	21,637	5,603	-74.1
合計	29,929	7,999	-73.3
1日当たりの利用者	637	211	-66.9
年間運営日数	47	38	-19.1



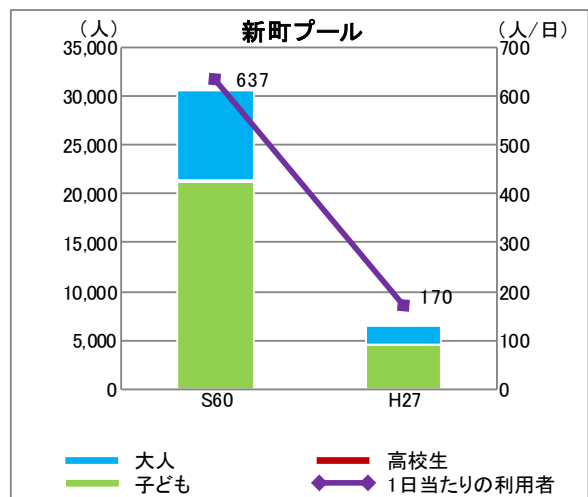
西府プール	利用者数(人)		増減率(%)
	S60	H27	
大人	5,265	1,886	-64.2
高校生	104	24	-76.9
子ども	13,934	3,773	-72.9
合計	19,303	5,683	-70.6
1日当たりの利用者	351	150	-63.2
年間運営日数	55	38	-30.9



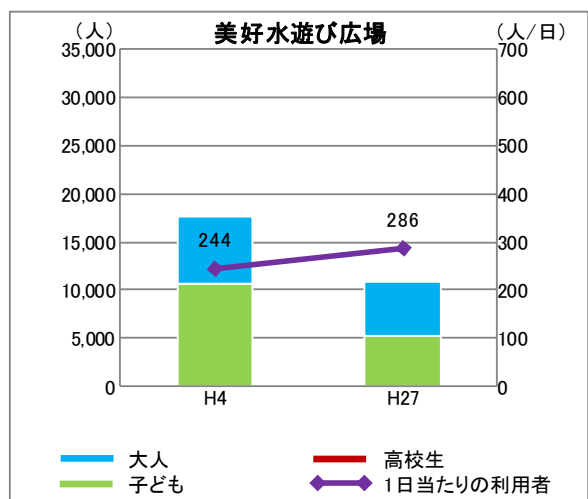
武蔵台プール	利用者数(人)		増減率(%)
	S60	H27	
大人	8,649	2,025	-76.6
高校生	139	19	-86.3
子ども	19,996	3,780	-81.1
合計	28,784	5,824	-79.8
1日当たりの利用者	523	153	-70.7
年間運営日数	55	38	-30.9



新町プール	利用者数(人)		増減率(%)
	S60	H27	
大人	9,110	1,929	-78.8
高校生	166	22	-86.7
子ども	21,278	4,509	-78.8
合計	30,554	6,460	-78.9
1日当たりの利用者	637	170	-73.3
運営日数	48	38	-20.8



美好水遊び広場	利用者数(人)		増減率(%)
	H4	H27	
大人	6,991	5,543	-20.7
高校生	4	9	125.0
子ども	10,603	5,312	-49.9
合計	17,598	10,864	-38.3
1日当たりの利用者	244	286	25.5
年間運営日数	72	38	-47.2



出典：府中市事務報告書

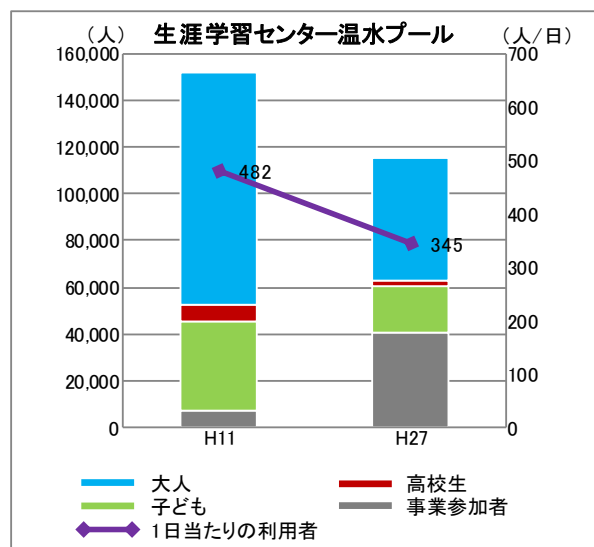
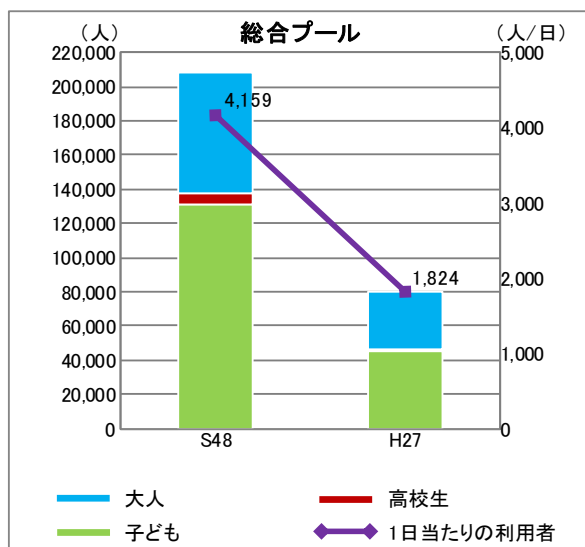
府中市スポーツ推進委員会会報 No.43(平成27年度)

なお、利用者数の変化は地域プールに限ったものではなく、その他の公共プールにおいても同様の傾向となっています。

図 地域プール以外の公共プールの利用者数の変化（ピーク時と現在）

総合プール 参考	利用者数(人)		増減率(%)
	S48	H27	
大人	70,300	34,497	-50.9
高校生	6,871	925	-86.5
子ども	130,767	44,846	-65.7
合計	207,938	80,268	-61.4
1日当たりの利用者	4,159	1,824	-56.1
年間運営日数	50	44	-12.0

生涯学習センター 温水プール 参考	利用者数(人)		増減率(%)
	H11	H27	
大人	98,956	52,722	-46.7
高校生	7,577	2,007	-73.5
子ども	38,147	20,498	-46.3
事業参加者	7,040	40,218	471.3
合計	151,720	115,445	-23.9
1日当たりの利用者	482	345	-32.0
年間運営日数	315	335	6.3



ウ 民間プールが満たす市民ニーズ

プール機能は、公共プールだけが提供できるものではなく、民間プールも多く整備されています。これらの民間プールには様々な形がありますが、大きくは、ウォータースライダーや流れるプールなどを配置するレジャー型と、豊富な練習プログラムや指導者を用意するクラブ型に分けられます。市民アンケートや児童・生徒へのアンケートでは、これら民間プールの利用者が相当数存在することが明らかになっており、民間プールが現在の市民ニーズの新たな受け皿となっています。

表 公共プールと民間プールの利用者数の比較

① 市民アンケート

施設名	利用者数	非利用者数	無回答
市民総合プール	137	807	69
	(13.5%)	(79.7%)	(6.8%)
市民プール	38	888	87
	(3.8%)	(87.7%)	(8.6%)
小柳プール	13	901	99
	(1.3%)	(88.9%)	(9.8%)
白糸台プール	24	895	94
	(2.4%)	(88.4%)	(9.3%)
西府プール	20	898	95
	(2.0%)	(88.6%)	(9.4%)
武蔵台プール	12	879	122
	(1.2%)	(86.8%)	(12.0%)
新町プール	11	879	123
	(1.1%)	(86.8%)	(12.1%)
美好水遊び広場	34	854	125
	(3.4%)	(84.3%)	(12.3%)
生涯学習センター温水プール	98	805	110
	(9.7%)	(79.5%)	(10.9%)
その他民間のプール（市外含む。）	121	772	120
	(11.9%)	(76.2%)	(11.8%)

【回答者数 1,013】

② 児童・生徒アンケート

施設名	利用者数	非利用者数	無回答
市民総合プール	2,115	2,601	4
	(44.8%)	(55.1%)	(0.1%)
地域プール	2,106	2,610	4
	(44.6%)	(55.3%)	(0.1%)
生涯学習センター温水プール	859	3,857	4
	(18.2%)	(81.7%)	(0.1%)
学校プール（水泳指導など）	3,190	1,526	4
	(67.6%)	(32.3%)	(0.1%)
その他民間のプール（市外含む。）	2,412	2,304	4
	(51.1%)	(48.8%)	(0.1%)

【回答者数 4,720】

※1 各欄は、上段が回答者数、下段が割合

※2 平成27年7月18日から8月31日までの期間における各プールの利用の有無

エ 事務事業点検の結果を踏まえた見直しの実行

平成25年度に実施された事務事業点検において、プール管理運営事業についての課題は既に指摘されており、本市では改善に向けた検討や協議を進める方針を掲げています。

表 事務事業点検の結果と市の方針

事業番号	事業名	担当課
2-11	プール管理運営事業	生涯学習スポーツ課
点検結果	市(要改善)	
点検での意見	・総合プールは、指定管理者制度の導入やネーミングライツの導入を進めてもらいたい。すぐできないのであれば、プール運営だけ先行導入する方法も考えられる。 ・総合プール、地域プール、水遊び広場等、それぞれ目的が違うのでそれぞれの特色に応じた手法により効率化すべきではないか。公園など他の施設と一体的なプールは、樹木管理、駐車場管理費用は公園等と併せた一体的な管理を行う方が単価減になるのではないか。 ・民間のノウハウを活用した運営をし、市民サービス向上を図るべきである。 ・地域プールを廃止して小学校プールの活用など抜本的な見直しが必要である。 ・屋外でも水球やカヌーなど、天候に左右されない講座の検討が可能である。 ・市民のニーズに合ったサービスができるよう委託先と弾力的な契約をしてもらいたい。 ・プールの統廃合を考えるべきである。年間の利用が少なく、一時期しか使用できない施設としてのプールの存続は再考すべき。 ・コストに見合った使用料の設定、市民が多く利用するような工夫が必要である。 ・貸切使用に疑問が残る。 ・総合プールは、利用人数を増やすためにも屋内で年間使用が可能な施設にして、利用料を上げる方向で検討してはどうか。 ・統廃合は必要であるが、混むときは非常に混雑するので、拡張の方向性も含めて検討すべきである。	
市の方針	市(要改善)	
点検結果及び意見に対する考え方 や具体的な取組方針 や見直し内容等	・総合プール・地域プールは、日常生活圏内の身近な場所に設置しており、市民の誰もが気軽に利用できる、市民の憩いの場所として利用されていますが、施設の老朽化、施設維持や運営にかかる経費が財政に与える影響も少なくないなど、事業を継続するに当たっての課題は認識しています。 ・府中市民(郷土の森)総合プールの指定管理者制度導入について、研究・検討をします。 ・プールの開催期間について検討します。 ・学校プールの活用については、関係課と協議します。 ・樹木管理等について、隣接施設との一体的な管理方策について、関係課と協議します。 ・施設使用料は、市の使用料算出基準において使用料負担分類表「必需的・基礎的以上のサービス」に基づき算出しており、一概に費用のみで見直すべき施設とは考えていないが、関係課と施設使用料のあり方について協議します。 ・市民プールのナイター利用について、受益者負担を含め、存廃について検討します。 ・施設の老朽化が年々進行し、今後も引き続き安全にサービスの提供を行うためには、多額の修繕費用が見込まれることから、施設のあり方については、公共施設マネジメントに関する取組の中で、総合的に検討します。	

出典：平成25年度事務事業点検の点検結果に対する市の方針

オ 府中市スポーツ推進計画に基づく取組

平成26年3月に策定した「府中市スポーツ推進計画」においては、「スポーツタウン府中」の発展に向けて、スポーツ拠点の整備や既存施設の積極的な有効活用を推進するとともに、他の計画との整合性を図りながら、維持可能な施設の在り方を検討するものとしています。その

中で、屋外プールの在り方については、夏季の40日間程度の開催期間に多額の経費がかかるということを踏まえ、効率的な配置や総合的な見直しが必要であるとしており、各プールの老朽化の問題もあることから、大規模改修が必要になる場合には、1か所集中や分散化などについて検討するものと定めています。

(4) 地域プールを取り巻く課題

ア 具体的な見直しの早期実現

本市の一般利用のための公共プールの数については、屋内と屋外のを合わせて9施設あり、他自治体と比較して非常に充実しています。その9施設のうち、地域プールの利用者数については、ピーク時と比較して約70パーセント減少していますが、維持管理コストについては、1年に約40日間の営業に対して約8,000万円がかかっています。他のスポーツ施設と比較した利用者1人当たりのコストや運営1日当たりのコストは、地域プールが突出している状況にあり、また、老朽化に伴う設備の大規模な改修や施設の建替えを実施する場合には、更に多額のコストがかかります。

このような現状を踏まえ、本市では、既に事務事業点検の結果を踏まえた方針として、施設の在り方について公共施設マネジメントに関する取組の中で、総合的に検討するものとしているほか、府中市スポーツ推進計画において、大規模改修が必要になる場合には、1か所集中や分散化などについて検討するものとしています。

市民ニーズの低下や、毎年、一定程度の維持管理コストがかかること、老朽化が進み大規模改修の必要性が迫る状況などから、具体的な見直しの早期実現が必要です。

表 スポーツ施設コスト比較（平成26年度）

施設名	支出（円）	収入（円）	年間利用者数（人）	利用者1人当たりコスト（円） （（支出-収入）/年間利用者数）	運営日数（日）	1日当たりコスト（円） （（支出-収入）/運営日数）
総合体育館	286,098,000	31,911,000	251,402	1,011	315.0	806,943
地域体育館	154,189,000	19,487,000	269,241	500	306.4 ●	439,628
市民総合プール	74,889,000	12,253,000	78,756	795	44.0	1,423,545
地域プール	78,729,000	3,576,000	50,076	1,501	38.0 ●	1,977,711
市民球場	36,757,000	13,650,000	28,409	813	277.0	83,419
市民第一・第二野球場	34,661,000	5,801,000	100,590	287	241.5 ●	119,503
サッカー場	45,490,000	3,713,000	57,119	731	263.0 ●	158,848
市民庭球場	17,129,000	4,619,000	20,036	624	306.0	40,882
庭球場	39,865,000	33,588,000	307,913	20	343.0 ●	18,300
市民陸上競技場	33,815,000	5,742,000	75,912	370	335.0	83,800
合計	801,622,000	134,340,000	1,239,454	538	—	—

※ ●は、施設が複数設置されていることから、その平均値を記載しています。また、市民陸上競技場については、平成26年5月21日から7月31日までの期間、改修工事による休場をしているため、平成25年度の実績を記載しています。

イ 市民ニーズへの対応

地域プールの見直しを進めるに当たっては、「泳ぐ」ではなく「遊ぶ」ことを目的とした利用者が多くを占めていることから、市民ニーズに即した対応を検討しなければなりません。その中で、現に民間プールが市民ニーズの受け皿となっている部分も大きく、また、郷土の森博物館内の水遊びの池などの、いわゆるじゃぶじゃぶ池が、同等のニーズを充足している面もあります。各プールの役割分担を明確にし、プールに対する市民ニーズへの対応を公共プールだけでなく、民間プール等も含めたプール機能全体で考慮していく必要があります。

(5) 現状と課題を踏まえた基本方針の方向性

ここまで抽出した学校施設と地域プールの現状と課題に対応するため、学校施設と地域プールのそれぞれについて、次の視点を踏まえた基本方針とします。

ア 学校施設について

学校施設は、本市が保有する公共施設の40パーセント以上を占めており、短期間に老朽化に伴う学校施設の必要な更新を集中して行った場合、市全体の財政に大きな影響を与えることなどから、公共施設マネジメントの取組を着実に進めていく上で、非常に重要な施設です。この老朽化の課題に対し、教育委員会による学校施設の長寿命化・改築に関する計画が検討される中で、児童・生徒の安全性の確保や適切な教育機能の拡充という視点が重要になりますが、公共施設マネジメントにおける機能や規模の考え方に基づく学校施設の更なる活用という視点も併せた検討を進めるための基本方針を、第3章において定めます。

イ 地域プールについて

市民ニーズの低下が著しい地域プールについては、学校プールの活用だけでなく、民間プール等も含めたプール機能全体の中で見直しが必要です。既に府中市スポーツ推進計画において屋外プールの在り方について考え方が整理されていることなどを踏まえ、地域プールの見直しについては、具体的な取組を第4章において定めます。

第3章 学校施設の更なる活用に係る基本方針と方策

1 学校施設の更なる活用に係る基本方針

小中学校は学校教育の場であるだけでなく、開放時に地域住民が利用したり、災害時に避難所が開設されたりすることから、地域住民のよりどころとなる施設であると捉え、教育機能の確保を前提としつつ、今後、学校施設を新たな市民サービスの場として活用するとともに、教育機能の向上につなげられるよう、次のとおり基本方針を定めます。

・ 学校施設の活用範囲の拡大

地域の拠点施設として、現に開放している機能以外の様々な機能についても開放を検討するなど、学校施設の活用範囲の拡大を目指します。

・ 市民ニーズの変化を見越した計画的な老朽化対策

老朽化に伴う学校施設の更新に際して、地域ごとに異なる児童・生徒数の増減などの人口構成の変化やこれに伴う市民ニーズの変化に柔軟に対応できる施設とするなど、長寿命化・改築を含めた計画的な老朽化対策を実施します。

2 学校施設の更なる活用方策

(1) 既存の学校施設の更なる開放

- ・ 学校と地域住民の結び付きを一層強くする効果が見込める学校開放について検討します。
- ・ 学校施設が有する様々な機能に対する市民ニーズを把握します。
- ・ 学校施設の開放に併せて、周辺の公共施設機能の学校施設への集約化などを検討します。

学校施設を活用した新たな市民サービスを提供することは、利用者と学校との新たなつながりを生み出し、学校と地域住民の結び付きを一層強くする効果が見込めます。現在、教育目的以外で利用できるものとして定められている施設や対象者にとらわれずに、積極的に新たな機能の開放を検討していきます。

学校施設の新たな機能の開放を実施していくに当たって、既存の学校施設は、開放を想定した造りとなっていないため、利用者の動線や安全確保に課題があるほか、学校施設の開放時の運営

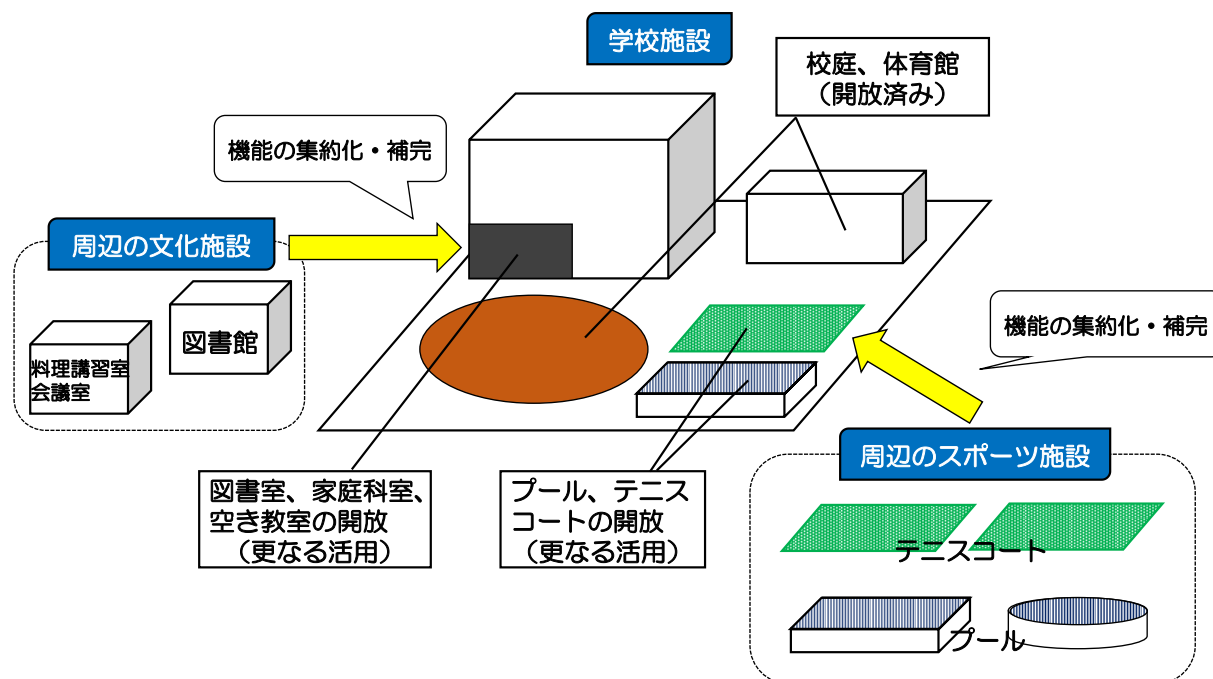
についての検討や、各地域における市民ニーズの把握など、実施に向けた課題や対応策等については、今後、教育委員会と検討を進めます。

また、学校施設は様々な機能を有しており、例えば、図書室、家庭科室、体育館、プールやテニスコートなどは、市内の他の公共施設の機能と同等のものであるといえます。長期的に、学校施設の地域の拠点施設としての位置付けを強化していく中では、周辺の公共施設が有する機能との重複の解消や本市の財政面における公共施設の維持管理にかかる費用の課題もあることから、学校開放と併せてこれらの機能の学校施設への集約化の検討を進めるとともに、周辺の公共施設において、不足している機能の補完先として、学校施設の機能を活用し、新たな施設を整備することなく市民ニーズを充足することについても検討を進めます。

なお、このうち、プール機能については、学校プールの多くは校舎とは異なる位置に整備されており、また、多摩地域26市のうち13市が既に開放していることから、開放できる可能性が高いものと考えられます。ただし、学校プールについても老朽化が進行しているため、更衣室やトイレなどの設備を利用者に支障がない水準で提供するための改修などの課題の洗出しやその対応策については、試行的な実施などを通じて検討を進めます。また、開放時期については、学校教育上の支障を避けるため、夏休み期間中に合わせることが前提となりますが、その上で、児童・生徒の水泳指導や部活動を行う日時など、学校における利用状況を把握し、開放日時を調整することが必要であると考えます。

学校施設が有する他の機能と同様に、学校プールの開放についても市民ニーズの把握に努め、一般開放の実施に向け、教育委員会と十分な調整を図っていきます。

図 学校施設の更なる開放と周辺の公共施設機能の集約化・補完



(2) 老朽化に伴う学校施設の更新に併せた複合化等

- ・良好な教育環境の確保に優先的に取り組みます。
- ・学校施設の更新に併せて量と質の両面で効果が期待できる複合化を検討します。
- ・児童・生徒数の変化や市民ニーズの変化に応じた、将来の学校開放や複合化などに対応可能な設計を検討します。

学校施設の老朽化は喫緊の課題であり、施設の更新に向けた対応が短期間に集中することや必要な面積が増加傾向にあることが、この課題を更に大きなものとしています。学校施設の更新により、良好な教育環境を確保することは、本市として優先的に取り組むべき課題です。

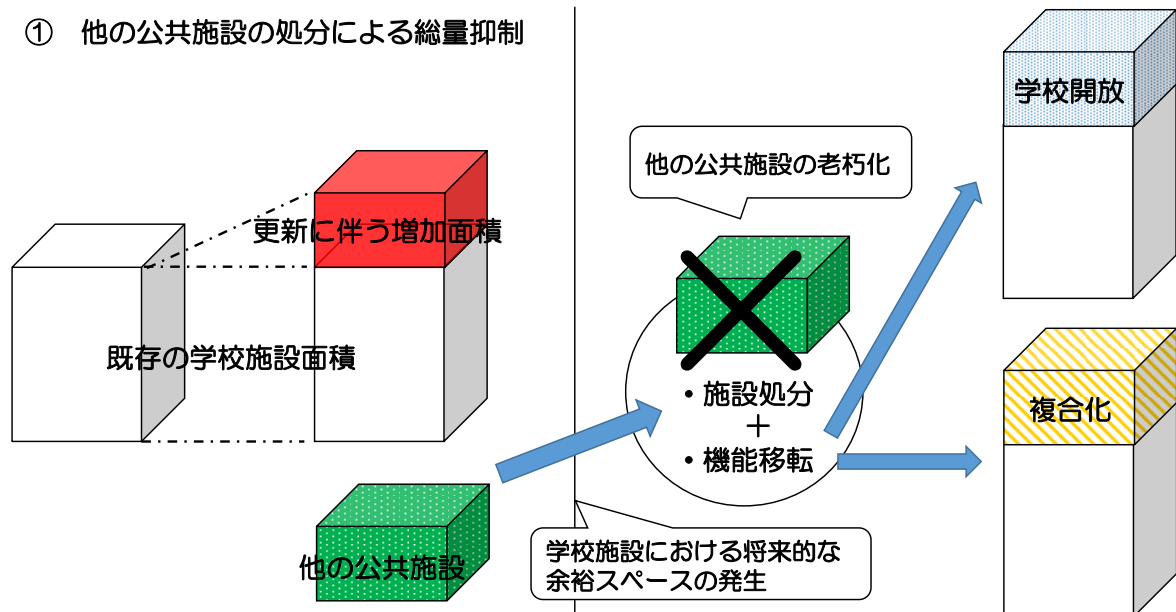
学校施設の更新に際して、面積が増加することについては、公共施設マネジメントの取組における総量抑制の考え方に反するものとなりますが、更新時や将来において、学校開放や複合化を行い、他の公共施設の機能を取り込むことのほか、状況に応じて減築することができる設計とすることで、総量抑制の考え方が実践される施設として位置付けます。また、このように学校開放や複合化、減築に対応できるものとするため、校舎内の動線や諸室の配置、形状の抜本的な見直しが可能な構造の導入を含めた設計についても、教育委員会と検討していきます。

特に、学校施設の複合化は、施設の量と質の両面で効果が期待できます。量の面では、余裕スペースや敷地を最大限活用し、市全体の施設の総量を圧縮する効果が挙げられ、質の面では、学校施設の高機能化・多機能化、児童・生徒と施設利用者の新たな交流などが挙げられます。このような効果が期待できる学校施設の複合化の検討に当たっては、主に「児童・生徒の安全性の確保」、「複合化する機能の選定」と「学校教育への支障の回避」について、考え方の整理が必要です。

また、機能に着目した施設の有効活用を図る観点から、学校開放や複合化に対応した学校施設の運営方法の確立に向けて検討することも必要と考えます。

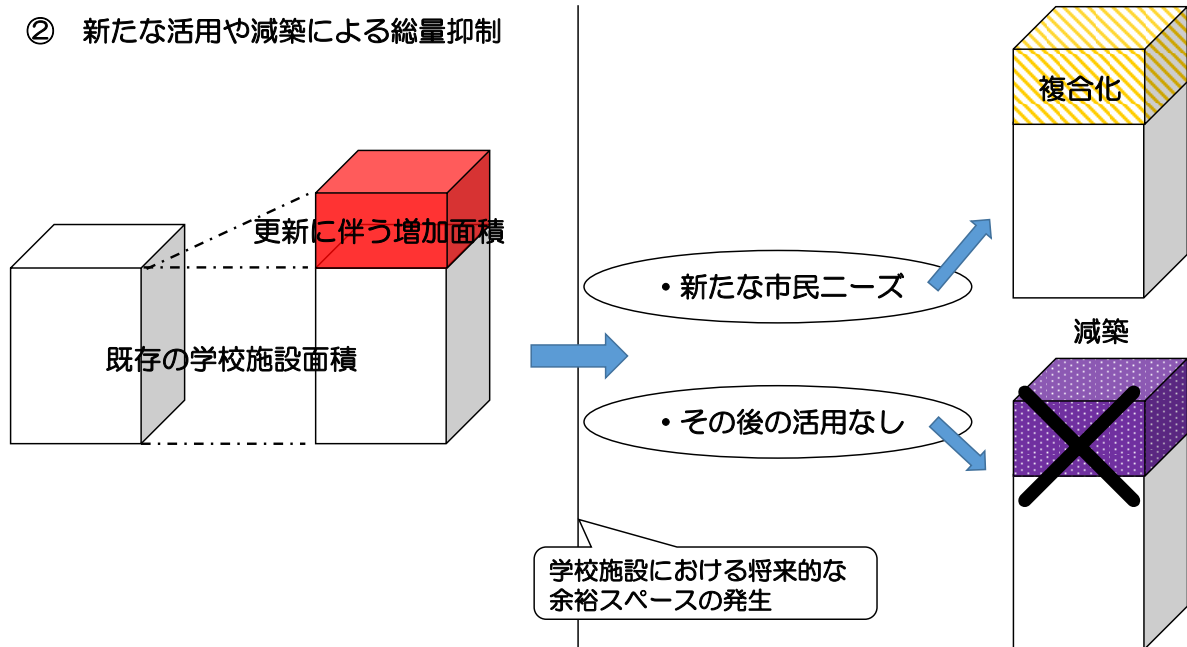
図 学校施設の更新と総量抑制（例）

① 他の公共施設の処分による総量抑制



更新に伴い面積が増加した学校施設について、他の公共施設の老朽化に際して、その機能を学校開放や複合化によって代替可能かどうかを検討し、可能な場合には、学校開放や複合化を行うとともに、施設の処分を行う。

② 新たな活用や減築による総量抑制



更新に伴い面積が増加した学校施設について、児童・生徒数の減少等により教育に必要な面積が減少した場合において、新たな市民ニーズが生じたときは学校施設の複合化によって当該ニーズに対応するものとしますが、その後の活用が想定されないときは減築を行います。

第4章 地域プールの見直しに係る基本方針と方策

1 地域プールの見直しに係る基本方針

地域プールについては、利用者数が減少する一方で、毎年、40日間程度の7施設での運営に一定程度の維持管理コストがかかることが課題となっており、また、今後、老朽化の進行に伴う大規模な改修が必要であることから、その在り方について、次のとおり基本方針を定めます。

・ 屋外公共プールの集約化

地域プールに市民総合プールを加えた屋外公共プールについて、市民ニーズを把握しつつ、市民総合プールと美好水遊び広場に集約を行います。また、市民ニーズの高まりを確認した場合には、学校プールの開放を検討します。

2 地域プールの見直し方策

- ・ 美好水遊び広場を除く地域プールについては、大規模な設備改修は実施しません。
- ・ 小柳プール、白糸台プール、武蔵台プールと新町プールについては、大規模な設備改修が予定される平成33年度までに処分し、市民プールと西府プールについては、市民ニーズを見極めながら処分時期を検討します。
- ・ プール機能を確保するための学校プールの開放については、市民ニーズに応じた円滑な対応ができるよう、地域プールの処分前から学校施設の活用範囲の拡大の対象として検討します。

本市のプール施設は、他市と比較して非常に充実した状況となっていますが、このうち、地域プールについては、利用者数がピーク時と比較して約70パーセント減少している一方で、毎年40日間程度の運営に対して約8,000万円の維持管理コストがかかっています。

この状況を踏まえて、「府中市スポーツ推進計画」では、効率的な配置や総合的な見直しが必要としており、老朽化の問題もあることから、大規模改修が必要になる場合に1か所集中や分散化などについて検討するものとしています。

プールに対する市民ニーズは、現にレジャー型やクラブ型の民間プールが一定の受け皿となっていることから、本市が提供すべき屋外公共プールについては、競技用50メートルプール、流水プール、ウォータースライダー等を有する市民総合プールに集約するものとします。ただし、美好水遊び広場については、水深が0～25センチメートルと浅く、水泳用オムツの利用を認めているなど、市民総合プールとは施設の性質が異なり、また、利用者も増加傾向にあることから、存続させるものとします。

美好水遊び広場を除いた地域プールの直近の設備改修予定年度については、次のとおりです。

表 地域プールの直近の設備改修予定年度

施設名	しゅん工年度	改修年度	直近の改修予定年度
市民プール	昭和 53 年度	平成 18 年度	平成 53～55年度
小柳プール	昭和 51 年度	昭和 60 年度	平成 32～34年度
白糸台プール	昭和 59 年度	—	平成 31～33年度
西府プール	昭和 59 年度	平成 20 年度	平成 55～57年度
武蔵台プール	昭和 59 年度	—	平成 31～33年度
新町プール	昭和 60 年度	—	平成 32～34年度

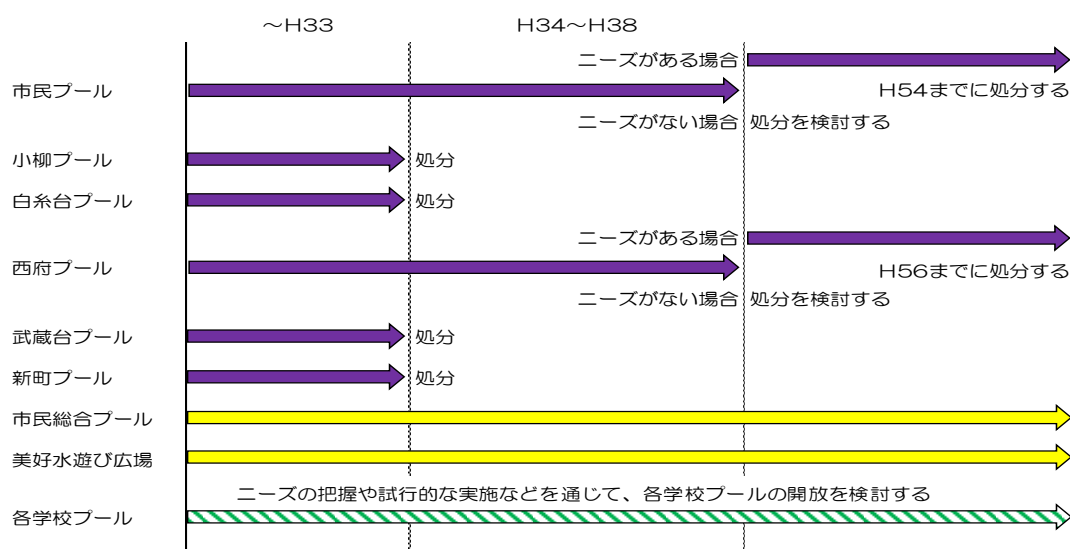
※ 直近の改修予定年度は、配管設備耐用年数（35年程度）から設定している。

※ 小柳プールは、平成18年度に配管設備の一部を改修済み。

平成31年度から平成34年度までに設備改修時期を迎える小柳プール、白糸台プール、武蔵台プールと新町プールについては、平成33年度をもって処分します。

小柳プール等の4つの地域プールの処分後、5年を目途に、市民総合プールと市民プール、西府プールと美好水遊び広場において屋外公共プールの利用状況（市民ニーズ）を確認し、利用状況が変わらない場合には、市民プールと西府プールについても処分します。ただし、利用状況が好転し、残った施設では対応が難しい場合や、市民ニーズの高まりが確認できた場合には、市民プールと西府プールの機能を維持させつつ、各地域の市民ニーズに応じた学校プールの開放により円滑に対応できるよう、第3章の学校施設の更なる活用に係る基本方針における学校施設の活用範囲の拡大の対象として、教育委員会と検討していきます。その検討に際しては、例えば地域の子育て支援を強化していく取組における市立保育所プールの地域の乳幼児への開放の可能性など、本市が有するその他のプール機能の有効活用や、プール機能全体の中での公共プールと民間プールとの役割分担について検討を進め、学校プールの開放の考え方に反映します。なお、市民プールと西府プールについては、大規模な改修工事は行わず、それぞれ直近の設備改修予定年度までに処分します。処分の時期において、市民ニーズが高い場合であっても、以後はプール機能全体の中での役割分担の考え方に基づく学校プールの開放などにより対応します。

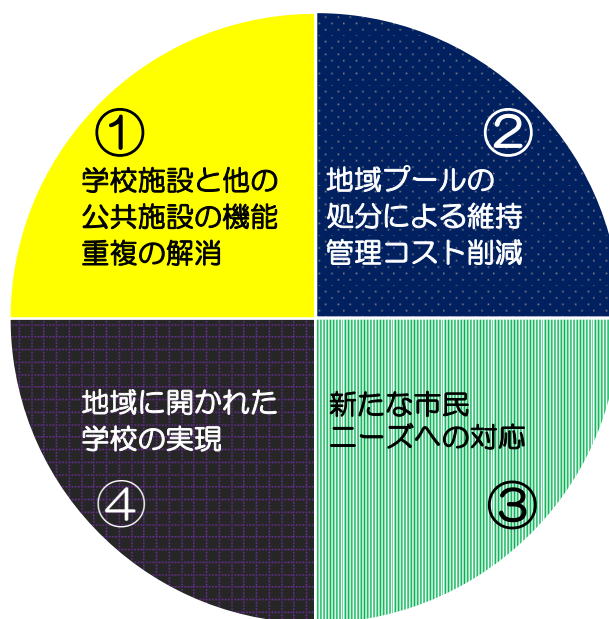
図 方策の実行スケジュール



第5章 学校施設の更なる活用と地域プールの見直しの効果

学校施設の更なる活用と地域プールの見直しによる主な効果は、学校施設と他の公共施設の機能重複の解消や地域プールの処分による維持管理コストの削減、学校施設を活用した新たな市民ニーズへの対応と地域の拠点施設として開かれた学校の実現が挙げられます。

図 主な効果



- ① 学校施設の様々な機能のうち、地域に開放していない機能について、同様の機能を有する他の公共施設の老朽化が進行し、その更新を検討する際に、学校施設の開放と他の公共施設の処分を併せて検討し、機能の重複の解消を図ります。
- ② 現在、地域プール7施設にかかる維持管理コストは、年間約8,000万円です。平成33年度までに、小柳プール、白糸台プール、武蔵台プールと新町プールを処分した場合に、年間3,000～4,000万円程度の維持管理コストの減少を見込むことができ、さらに、老朽化に伴う大規模な設備改修に要する費用や、施設の更新に要する費用を削減することができます。
本方針に基づく地域プールの見直しが実施された場合は、その効果は更に拡大することが見込まれます。
- ③ 社会環境の変化により、新たな市民ニーズが発生した場合に、新たな施設を整備することと併せて、学校施設の活用による対応の可能性を検討します。
- ④ 地域の拠点施設として、学校開放や学校施設の複合化を実施することにより、学校施設の教育機能の向上や地域住民に対するサービスの充実を図るとともに、児童・生徒と地域住民の交流の機会の充実を図ります。

第6章 着実な取組の実行

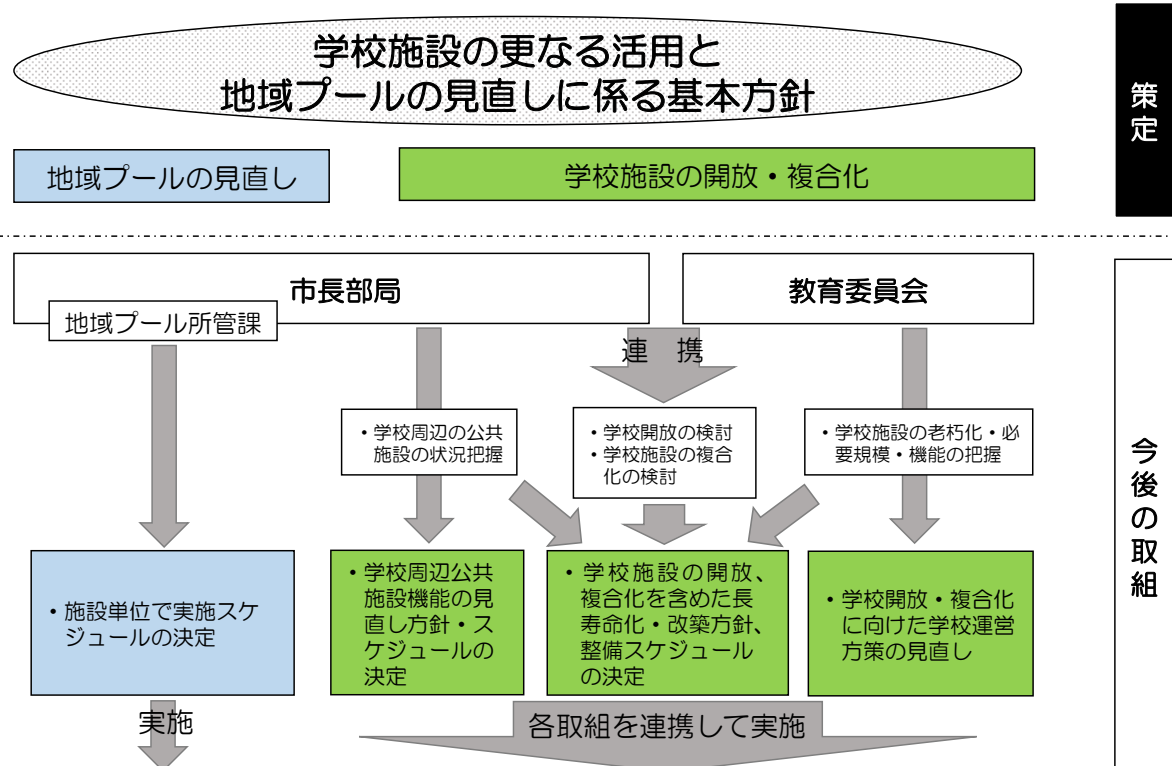
1 基本方針策定後の動き

学校施設の更なる活用と地域プールの見直しに当たっては、公共施設マネジメントの担当課や施設所管課などの市長部局と教育委員会の双方の関係課が、共に施設が抱える課題や取組の趣旨を理解するほか、情報を共有するなど、連携を取りながら進めていきます。

特に学校施設の更なる活用に係る基本方針については、教育委員会において学校施設の老朽化等の課題に対応していく前提として、公共施設マネジメントの視点による考え方をまとめたものであり、今後、より緊密に連携し、その具体的な取組を教育委員会と共に検討します。

なお、本方針に影響を及ぼす事由が発生した場合は、適宜、見直すこととします。

図 基本方針策定後の動き



2 地域住民との協働

学校施設の活用事例は様々ありますが、本市の状況に対応した活用を図るためには、的確に市民ニーズを捉える必要があります。また、学校施設の更なる活用や地域プールの見直しを進める中では、時機を捉えた市民ニーズの把握が必要であり、その状況を踏まえて取組の検討を行っていきます。そのため、学校と密接な関係を有するPTAやスクール・コミュニティ協議会などから、実施のための仕組み作りに向けた意見の聴取や、幅広い市民を対象としたアンケートやモニター調査を実施するなど、地域住民との協働により着実に本方針を進めていきます。

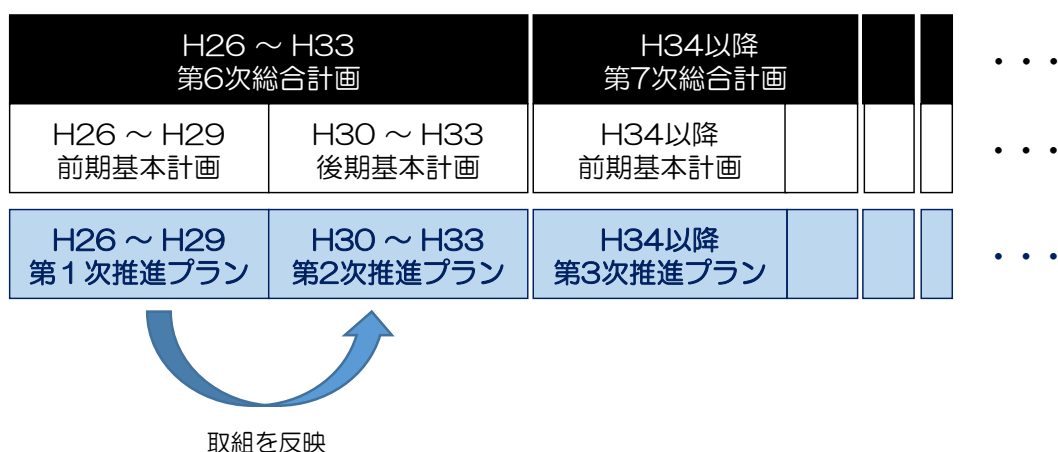
3 地域プールの跡地の活用

地域プールの処分後の跡地については、平成28年7月に策定した「市有財産活用基本方針」の対象財産として、当該方針において整備する検討体制の中でその活用を検討することとなります。

4 公共施設マネジメントの取組全体への反映

本市の公共施設全体に係る課題は非常に大きなものであり、本方針に基づく学校施設の更なる活用と地域プールの見直しを進めるだけでは、それら全てを解決するまでには至りません。本取組で採用した手法や見込まれる効果などを、次期計画である第2次府中市公共施設マネジメント推進プランに反映させることにより、公共施設を市民共有の財産として、良好な状態で、過度な負担を残すことなく、次世代に引き継ぐための公共施設マネジメントの更なる推進につなげます。

図 公共施設マネジメント推進プランの計画期間



学校施設の更なる活用と 地域プールの見直しに係る基本方針

発行年月 平成29年1月

編集・発行 府中市行政管理部建築施設課

〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地

電話 042-364-4111（代表）

042-335-4358（直通）

FAX 042-366-7752

ホームページ <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>